

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

指定事業所の解説

令和2年10月

神奈川県環境農政局

1 本書の利用に当たっての注意事項

本書は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）に定める指定事業所に係る作業、施設について審査、指導を行う上で必要な事項を解説したものである。利用にあたっては、次の点に注意されたい。

I の「業種等対照表」

ここでは条例別表の作業と当該作業が行われる代表的な業種との対応を日本標準産業分類表（平成25年10月）を基礎として作成してある。

なお、これらはあくまでも、一般的によくみられる例をあげたにとどまり、ある作業はそれに対応して掲げられた業種以外の業種においては一切行われえないという意味ではない。

II の「指定施設の説明」

条例施行規則別表第1に定める施設（以下「指定施設」という。）がどのような工程で使用されているか、またどのような内容であるかを示している。

（語句の定義）

『特定排水施設』：地下浸透禁止物質を使用する施設及び排出される水その他の液体が公共用水域に排出されることとなる施設をいう。

INFO

地下浸透禁止物質を使用する施設か、排出される水その他の液体が公共用水域に排出されることとなる施設のどちらか一方でも該当すれば特定排水施設に該当する。

『小規模排水施設』：1日当たりの排水の量が20立方メートル未満である事業所に設置される施設をいう。

（参考）

『重油以外の燃料の重油の量への換算の方法』：次の表により算定する。

種類	重油10リットルに相当する量
液体燃料	10ℓ
ガス燃料	16Nm ³
固体燃料	16kg

ただし、ガスエンジンにあっては、重油以外の燃料の重油の量への換算は、気体燃料は次の換算式により算出し、液体燃料は10リットルが重油10リットルに相当するものとして算出する。この場合において、当該換算式中気体燃料の発熱量は、総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は40,186.08kJ/ℓとする。

重油換算量（ℓ/h）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（Nm³/h）

換算係数＝気体燃料の発熱量（kJ/Nm³）÷重油の発熱量（kJ/ℓ）

『原動機の定格出力の考え方』：

原動機の定格出力を規模要件とする指定施設については、複数の原動機が接続されている場合であ

って、公害発生の蓋然性を鑑みて定格出力の合計で考えることが適切である場合には、合計の出力により指定施設の該当性を判断する。

Ⅲの「指定施設の公害等の発生要因」

本欄の○印は、各指定施設ごとに、排煙等の公害、化学物質が発生する若しくは化学物質として扱われる可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではないし、また技術の進歩等によって変化していくものである。

[本書における○印の付け方の目安]

＜排煙＞

硫黄酸化物、炭化水素系物質、ばいじん及び排煙指定物質の排出の有無

＜粉じん＞

物の破碎、選別その他の機械的処理、堆積若しくは運搬、動力を用いる土石の採取若しくは土地の形状の変更又は建築物その他の施設を解体し、改造し、若しくは補修する作業に伴い発生し、又は飛散する物質の有無

＜悪臭＞

生活環境に影響を及ぼす臭気物質の発生の有無

＜排水＞

排水の発生の有無

(注:本解説では、条例規則第2条第5号に規定する「排水」の定義ではなく、公害事象における一般的な意味での排水として使用している。)

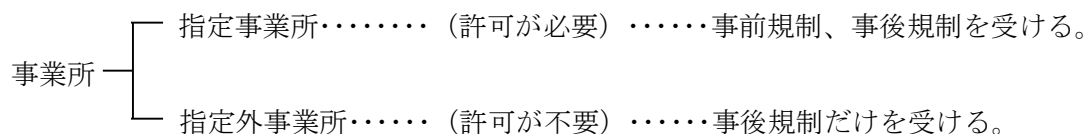
＜騒音振動＞

著しい騒音、振動の発生の有無

なお、施設欄の名称については、規模、能力その他の限定が付されている場合は、「Ⅱ 指定施設の説明」中に記載があるので、「Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因」ではその記載を省略し、「Ⅱ」と同種の＊印（＊1、＊2…）を付した。また、公害等の発生要因を検討するうえで特に注意が必要な場合は、※を付し、留意点を記した。

2 指定事業所の概念について

(1) 条例上の指定事業所の区分



(2) 指定事業所制度の目的

公害の発生源となる可能性が高いとみられる事業所をあらかじめ指定し、事後規制のみならず事前規制の対象とするところにある。

(3) 指定事業所の要件

次に掲げる要件をすべて満たすものに限る。

ア 事業所であること。

イ 条例施行規則別表第 1 に掲げる指定作業を 1 又は 2 以上行うものであること。

ウ 当該指定作業の期間が継続して 6 月を超えない事業所でないこと。

なお、指定作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を行う事業所を含むものである。

目 次

1	石油製品の製造の作業	1
2	石油化学基礎製品の製造の作業	3
3	潤滑油又はグリースの製造の作業	5
4	合成樹脂の製造の作業	6
5	合成ゴムの製造作業	7
6	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	9
7	界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造作業	11
8	医薬品の製造の作業	13
9	農薬の製造の作業	15
10	香料の製造の作業	17
11	化粧品の製造の作業	18
12	化学繊維の製造の作業	19
13	合成樹脂製品の製造の作業	20
14	コールタール製品の製造の作業	22
15	1 から 1 4 までに掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	24
16	化学肥料の製造の作業	26
17	無機顔料の製造の作業	28
18	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	30
19	1 7 及び 1 8 に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	32
20	コークスの製造作業	35
21	ゴム製品の製造の作業	36
22	銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業	38
23	非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業	40
24	建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業	43
25	電気機械器具の製造の作業	46
26	船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	49
27	機密機械器具の製造の作業	51
28	2 4 から 2 7 までに掲げる作業以外の機械器具、武器又は金属製品の製造の作業	53
29	骨材又は石工品の製造又は加工の作業	56
30	セメント又はセメント製品の製造の作業	58
31	ガラス又はガラス製品の製造の作業	60
32	陶磁器の製造の作業	62
33	炭素又は黒鉛製品の製造の作業	64
34	2 9 から 3 3 までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業	66
35	飼料又は有機肥料の製造の作業	69
36	製糸、紡績または織物その他の繊維製品若しくは加工の作業	71
37	皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業	74
38	木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業	76
39	パルプ、紙又は紙工品の製造の作業	78

40	畜産食料品又は水産食料品の製造の作業	80
41	農産保存食料品の製造の作業	82
42	調味料の製造の作業	84
43	糖類の製造の作業	86
44	パン又は菓子の製造の作業	87
45	酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業	88
46	動植物油脂の製造の作業	90
47	精穀又は製粉の作業	92
48	40から47に掲げる作業以外の食料品の製造の作業	93
49	発電の作業	96
50	ガスの製造の作業	97
51	資源の再生又は廃棄物の処理の作業	98
51の2	汚染土壌の処理の作業	102
52	下水道水の最終的な処理の作業	104
53	汚水又は廃液の処理の作業	105
54	廃ガスの燃焼又は分解の作業	106
55	車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業	107
56	皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業	109
57	と畜又は死亡獣畜処理の作業	110
58	写真の現像又は図面等の複写の作業	111
59	科学技術に関する研究、試験又は検査の作業	112
60	印刷、製版又は印刷物の加工の作業	114
61	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加湿若しくは冷却の作業	115
62	動力を用いて行う物の塗装の作業	116
63	燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業	117
64	物の表面処理又はめっきの作業	118
65	有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業	119
66	鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業	120
67	金属その他の物の研磨の作業	121
68	炭化水素系の物質の受け入れ、保管又は出荷の作業	122
69	1から68までに掲げる作業のほか、物の製造、加工、修理又は消毒に係る作業で規則で定めるもの	124

1 石油製品の製造の作業

石油製品（石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。）の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

（注）「石油ガス」、「揮発油」及び「ナフサ」が挙げられているが、これらはあくまで例示であって、これ以外の製品を含まないという趣旨ではない。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 7 1	石油精製業	
1 7 1 1	石油精製業	原油並びに留分を処理し、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、重油、潤滑油、パラフィン、アスファルト、液化石油ガス等を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

（1）加熱炉

原油及び留分（りゅうぶん）の蒸留、改質、分解等を行うための加熱施設をいう。

（2）流動接触分解施設に係る触媒再生塔

流動接触分解施設において活性を失った触媒を再生する施設をいう。

（3）硫黄回収施設に係る燃焼炉

水素化脱硫装置から出る硫化水素を単体硫黄として回収した後、未反応硫化水素を燃焼するための施設をいう。

（4）洗浄施設

生成物中の不純物を除去するため、硫酸、ソーダ、白土等で洗浄、精製する施設をいう。

（5）脱塩施設

原油中の塩類を化学的方法、電気的方法等により除去する施設をいう。

（6）蒸留施設

原油及び留分（りゅうぶん）を蒸発させ蒸気を回収し、各成分に分離する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

（注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
（1）加熱炉	○				○
（2）流動接触分解施設に係る触媒再生塔	○				○
（3）硫黄回収施設に係る燃焼炉	○				○
（4）洗浄施設			○	○	

(5) 脱塩施設			○	○	
(6) 蒸留施設	○		○	○	

これらの施設では、化学物質として、石油精製触媒、不凍液、防錆（ぼうせい）剤、溶剤、抽出剤、アンチノック剤が使用されることがある。

2 石油化学基礎製品の製造の作業

石油製品（石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。）の分解、分離その他の処理によるエチレン、プロピレン及びその副成品の製造又はこれらの物質を原料とする芳香族系中間物若しくは脂肪族系中間物の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

（注）対象としては「エチレン、プロピレン及びその副成品」であるか、「これらの物質を原料とする芳香族系中間物若しくは脂肪族系中間物」に限定される。

なお、合成染料の製造は、6の「合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業」の項の対象となるものである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 6 3	有機化学工業製品製造業	
1 6 3 1	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）	石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離又はその他の化学的処理により石油化学基礎製品を製造するもの、及び同一事業所で石油化学基礎製品から一貫して脂肪族系中間物、環式中間物、プラスチック原料、合成繊維原料、プラスチック、合成ゴム等の誘導品を製造するものをいう。 (例：エチレン、プロピレン、ベンゼン)
1 6 3 2	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）	エチレン、プロピレンなどのオレフィンからの誘導品を製造するものをいう。 (例：アルコール類、ケトン類、エステル類)
1 6 3 4	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	プラスチック、合成繊維、医薬品、農薬等の原料として用いられる環式中間物を製造するものをいう。 (例：テレフタル酸、スチレンモノマー)
1 6 3 9	その他の有機化学工業製品製造業	他に分類されない有機化学工業製品を製造するものをいう。 (例：メタノール、ホルマリン、塩化メチル)

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 加熱炉

ナフサ等の原料の反応、分解又は生成物の蒸留等を行うための加熱施設をいう。

(2) 反応施設

合成、分解、酸化、還元等の反応を行う施設をいう。

(3) 洗浄施設（*1 洗浄冷却施設を含む。）

生成物中の不純物を除去又は生成物を冷却するための洗浄施設をいう。

(4) 分離施設

未反応物、副生成物、不純物等を分離する施設をいう。

(5) 蒸留施設

原油及び生成物を蒸発させ蒸気を回収し、各成分に分離する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 加熱炉	○				○
(2) 反応施設	○		○	○	
(3) 洗浄施設(*1)			○	○	
(4) 分離施設			○	○	○
(5) 蒸留施設	○		○	○	

これらの施設では、化学物質として、塗料、触媒、樹脂改質剤、樹脂原料、可塑剤、接着剤、金属化合物、合成ゴム原料、溶剤、ナイロン原料、有機合成原料、乳化剤、脱水剤、抽出剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

3 潤滑油又はグリースの製造の作業

潤滑油又はグリースの製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 石油精製に係るものについては、1の「石油製品の製造の作業」の項の対象となるものである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 7 2	潤滑油・グリース製造業 (石油精製業によらないもの)	
1 7 2 1	潤滑油・グリース製造業 (石油精製業によらないもの)	購入した鉱油（廃油を含む。）及び動植物油などを混合加工して、潤滑油、グリースを製造するものをいう。 (例：潤滑油、切削油、機械油)

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 反応施設

油脂、脂肪酸等をけん化、硫化等の反応をさせる施設をいう。

(2) 混合施設

生成物と各種添加物を混合する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 反応施設			○	○	
(2) 混合施設			○	○	

これらの施設では、化学物質として、触媒、金属化合物、溶剤、顔料、有機合成原料、乳化剤、脱水剤、抽出剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

4 合成樹脂の製造の作業

合成樹脂の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 合成樹脂を原料にこれを最終製品等に加工する作業は、13の「合成樹脂製品の製造の作業」の項の対象となるものである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
163	有機化学工業製品製造業	工業原料として用いられる有機化学工業製品を製造するものをいう。
1635	プラスチック製造業	プラスチックを粉末、粒状、液体の形で製造するものをいう。 (例：フェノール樹脂、ポリエチレン、塩化ビニル樹脂)

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 反応施設

エチレン、スチレン等の原料を重合、縮合反応させる施設をいう。

(2) 洗浄施設

生成物中の不純物を除去するために、酸、アルカリ、水等で洗浄する施設をいう。

(3) 分離施設

生成物中の未反応物、副生物、不純物等を分離する施設をいう。

(4) 蒸留施設

生成物、溶剤等を蒸発させ蒸気を回収し、各成分に分離する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 反応施設	○		○	○	
(2) 洗浄施設	○		○	○	
(3) 分離施設	○		○	○	○
(4) 蒸留施設	○		○	○	

これらの施設では、化学物質として、触媒、樹脂改質剤、樹脂原料、可塑剤、金属化合物、溶剤、有機合成原料、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

5 合成ゴムの製造の作業

合成ゴムの製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 合成ゴム素材を最終製品等に加工する作業は、21の「ゴム製品の製造の作業」の項の対象となるものである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
163	有機化学工業製品製造業	工業原料として用いられる有機化学工業製品を製造するものをいう。
1636	合成ゴム製造業	合成ゴム(合成ラテックスを含む。)を製造するものをいう。 (例：スチレンブタジエンラバー(SBR)、アクリロニトリルブタジエンラバー(NBR))

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 反応施設

スチレン、ブタジエン等の原料を重合、縮合反応させる施設をいう。

(2) 洗浄施設

生成物中の不純物を除去するために、酸、アルカリ、水等で洗浄する施設をいう。

(3) 濃縮施設

ラテックスを濃縮する施設をいう。

(4) 分離施設

未反応物、副生物、不純物等を分離する施設をいう。

(5) 蒸留施設

生成物、溶剤等を蒸発させ蒸気を回収し、各成分に分離する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 反応施設	○		○	○	
(2) 洗浄施設	○		○	○	
(3) 濃縮施設			○	○	
(4) 分離施設	○		○	○	○
(5) 蒸留施設	○		○	○	

これらの施設では、化学物質として、触媒、可塑剤、金属化合物、合成ゴム原料、溶剤、有機合成原料、乳化剤、脱水剤、抽出剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業

合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 6 3	有機化学工業製品製造業	
1 6 3 4	環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造業	合成染料又は有機顔料を製造するものをいう。 (例：ナフトール染料、アニリンブラック)
1 6 4	油脂加工製品・石けん・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	
1 6 4 4	塗料製造業	ペイント、ワニス、エナメル、ラッカー、パテ、酒精 ワニス、漆及びその他の塗料を製造するものをいう。
1 6 4 5	印刷インキ製造業	印刷インキ、新聞インキを製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 反応施設

合成、重合、縮合等の反応を行う施設をいう。

(2) 混合施設

樹脂、顔料、溶剤その他の添加物を配合し、分散、溶解、調色を行う施設をいう。

(3) 洗淨施設

生成物中の不純物を除去するために、酸、アルカリ、水等で洗淨する施設をいう。

(4) 分離施設

未反応物、副生物、不純物等を分離する施設をいう。

(5) 充填施設

製品をドラム缶、石油缶等に詰める施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 反応施設	○		○	○	○
(2) 混合施設	○	○	○	○	
(3) 洗浄施設	○		○	○	
(4) 分離施設	○		○	○	○
(5) 充填施設	○		○		

これらの施設では、化学物質として、塗料、触媒、溶剤、有機合成原料、乳化剤、脱水剤、抽出剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

7 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業

界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) シャンプー、ひげそりクリームの製造は1 1の「化粧品の製造の作業」の項の対象となるものである。

I 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 6 4	油脂加工製品・石けん・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	
1 6 4 1	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	動植物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造するものをいう。 ただし、マーガリン、動植物油脂、食用精製油脂の製造を除く。
1 6 4 2	石けん・合成洗剤製造業	石けん、合成洗剤を製造するものをいう。
1 6 4 3	界面活性剤製造業 (石けん、合成洗剤を除く)	繊維、農薬、紙、パルプなどの製造加工に用いる陰イオン、陽イオン、両性イオン、非イオン活性剤（石けん、合成洗剤を除く）を製造するものをいう。
1 6 4 6	洗浄剤・磨用剤製造業	石けん、合成洗剤以外の洗浄剤、磨用剤、つや出し剤及びその関連製品を製造するものをいう。
1 6 4 7	ろうそく製造業	鉱物性及び動植物性ろうからろうそくを製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 反応施設

合成、けん化、加水分解、水素添加等の反応を行う施設をいう。

(2) 蒸留施設

生成物を蒸発させ蒸気を回収し、各成分に分離する施設をいう。

(3) 精製施設

原料油中の不純物、遊離脂肪酸、水、有臭成分の除去を行う施設、廃酸を分離する施設等の精製施設をいう。

(4) 塩析施設

原料油脂をアルカリでけん化し、食塩を加え、石けん分を塩析分離する施設をいう。

(5) 混合施設

生成物を香料、溶剤、着色剤等と混合する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 反応施設	○		○	○	
(2) 蒸留施設	○		○	○	
(3) 精製施設			○	○	
(4) 塩析施設			○	○	
(5) 混合施設			○	○	

これらの施設では、化学物質として、触媒、溶剤、顔料、化粧品配合剤、有機合成原料、乳化剤、脱水剤、抽出剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

8 医薬品の製造の作業

医薬品の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 施設を用いない作業は全体をとおして対象外としていることから、手作業だけで行われる民間薬の製造は対象外である。

I 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 6 5	医薬品製造業	
1 6 5 1	医薬品原薬製造業	医薬品の原末、原液を製造するものをいう。
1 6 5 2	医薬品製剤製造業	医薬品、医薬部外品の製剤を製造（一貫製造及び小分けを含む）するものをいう。
1 6 5 3	生物学的製剤製造業	ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造するものをいう。
1 6 5 4	生薬・漢方製剤製造業	動物、植物又は鉱物から選別、調整、小分けなどにより生薬・漢方製剤を製造するものをいう。
1 6 5 5	動物用医薬品製造業	動物用の医薬品及び医薬部外品を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 反応施設

合成、分解、酸化、還元等の反応を行う施設をいう。

(2) 発酵施設（*1 培養施設を含む。）

微生物の培養により、培養原料から医薬品原末、原液を生成する施設をいう。

(3) 抽出施設

原料、生成物中の混合成分から特定の成分を得るために、溶剤等により抽出する施設をいう。

(4) 動物原料処理施設

生薬を製造する工程、動物原料の解体、湯煮等の処理を行う施設をいう。

(5) 蒸留施設

生成物を蒸発させ蒸気を回収し、各成分に分離する施設をいう。

(6) 混合施設

各種原末、原液を混合する施設をいう。

(7) 分離施設

未反応物、副生物、不純物等を分離する施設をいう。

(8) 洗浄施設（*2 容器洗浄施設を含む。）

原料、生成物中の不純物を除去するために、酸、アルカリ、水等で洗浄する施設をいう。

(9) 濃縮施設

半製品を蒸発釜等で濃縮する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 反応施設	○		○	○	
(2) 発酵施設(*1)	○		○	○	
(3) 抽出施設			○	○	
(4) 動物原料処理施設		○	○	○	
(5) 蒸留施設			○	○	
(6) 混合施設		○	○	○	
(7) 分離施設	○	○	○	○	○
(8) 洗浄施設(*2)			○	○	
(9) 濃縮施設	○		○	○	

これらの施設では、化学物質として、触媒、殺菌剤、殺虫剤原料、医薬品原料、溶剤、顔料、有機合成原料、乳化剤、脱水剤、抽出剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

9 農薬の製造の作業

農薬の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 6 9	その他の化学工業	
1 6 9 2	農薬製造業	銅製剤、ひ酸塩製剤、石灰硫黄合剤などの無機殺虫・殺菌剤、除虫菊乳剤、ニコチン製剤、硫黄系、水銀系及びりん系の殺虫・殺菌剤等の農薬を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 反応施設

合成、分解、酸化、還元等の反応を行う施設をいう。

(2) 抽出施設

原料及び生成物中の混合成分から特定の成分を得るために、溶剤等により抽出する施設をいう。

(3) 混合施設

農薬原体増量剤、溶剤等を混合する施設をいう。

(4) 充填施設

製品を容器に詰める施設をいう。

(5) 洗浄施設

原料及び生成物中の不純物等を除去するために、酸、アルカリ、水等で洗浄する施設をいう。

(6) 分離施設

未反応物、副生物、不純物等を分離する施設をいう。

(7) 蒸留施設

生成物を蒸発させ蒸気を回収し、各成分に分離する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 反応施設	○		○	○	
(2) 抽出施設			○	○	
(3) 混合施設		○	○	○	

(4) 充填施設		○	○	○	
(5) 洗浄施設			○	○	
(6) 分離施設	○	○	○	○	○
(7) 蒸留施設			○	○	

これらの施設では、化学物質として、触媒、農薬原料、溶剤、有機合成原料、乳化剤、脱水剤、抽出剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

10 香料の製造の作業

香料の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 6 9	その他の化学工業	
1 6 9 3	香料製造業	天然香料、合成香料又は調合香料を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 反応施設

合成、酸化、還元等の反応を行う施設をいう。

(2) 抽出施設

原料及び生成物中の混合成分から特定の成分を得るために、溶剤等により抽出する施設をいう。

(3) 混合施設

生成物と溶剤等を混合する施設をいう。

(4) 充填施設

製品を容器に詰める施設をいう。

(5) 洗浄施設(*1 容器洗浄施設を含む。)

原料及び生成物中の不純物等を除去するために、酸、アルカリ、水等で洗浄する施設をいう。

(6) 分離施設

未反応物、副生物、不純物等を分離する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 反応施設	○		○	○	
(2) 抽出施設			○	○	
(3) 混合施設			○	○	
(4) 充填施設			○	○	
(5) 洗浄施設(*1)			○	○	
(6) 分離施設	○		○	○	○

これらの施設では、化学物質として、触媒、溶剤、有機合成原料、乳化剤、脱水剤、抽出剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

11 化粧品製造の作業

化粧品の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

また、ハミガキその他のいわゆる化粧品調整品の製造も本項の対象となるものである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 6 6	化粧品・歯磨・その他の 化粧用調整品製造業	口紅、クリーム、化粧水、香水、シャンプー、整髪料、歯磨等を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 乳化施設

鉱物油、湿潤剤、柔軟剤等に乳化剤を加え、乳化させる施設をいう。

(2) 混合施設

油剤、アルコール、香料等を混合する施設をいう。

(3) 充填施設

製品を容器に詰める施設をいう。

(4) 洗浄施設（*1 容器洗浄施設及び洗浄冷却施設を含む。）

原料及び生成物中の不純物を除去するために、酸、アルカリ、水等で洗浄する施設をいう。

(5) 分離施設

未反応物、副生物、不純物等を分離する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 乳化施設			○	○	
(2) 混合施設			○	○	
(3) 充填施設			○	○	
(4) 洗浄施設(*1)			○	○	
(5) 分離施設			○	○	○

これらの施設では、化学物質として、触媒、溶剤、顔料、化粧品配合剤、有機合成原料、乳化剤、脱水剤、抽出剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

12 化学繊維の製造の作業

化学繊維の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 1 1	製造業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	
1 1 1 2	化学繊維製造業	レーヨン糸、アセテート長繊維、アセテート短繊維、ナイロン、ビニロン、ポリ塩化ビニリデン、ポリ塩化ビニル、ポリエステル、ポリエチレン、アクリル、ポリプロピレンなどの繊維を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 反応施設

合成、重合、縮合等の反応を行う施設をいう。

(2) 分離施設

未反応物、副生物、不純物等を分離する施設をいう。

(3) 洗浄施設

生成物中の不純物を除去するために、酸、アルカリ、水等で洗浄する施設をいう。

(4) 湿式紡糸施設

紡糸原液を凝固液中に吐出して繊維を形成する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 反応施設	○		○	○	
(2) 分離施設	○		○	○	○
(3) 洗浄施設	○		○	○	
(4) 湿式紡糸施設			○	○	

これらの施設では、化学物質として、触媒、溶剤、繊維処理剤、ナイロン原料、顔料、有機合成原料、抽出剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

13 合成樹脂製品の製造の作業

合成樹脂製品の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 原料としての合成樹脂の製造は、4の「合成樹脂の製造の作業」の項の対象となるものである。

I 業種等対照表 (代表的な業種の例)

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 8	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	
1 8 1	プラスチック板・棒・管・ 継手・異形押出製品製造業	プラスチック製の板、棒、管、継ぎ手、異形押出製品を成形加工により製造するものをいう。
1 8 2	プラスチックフィルム・シー ト・床材・合成皮革製造業	プラスチック製のフィルム・シート・床材・合成皮革を成形加工により製造するものをいう。
1 8 3	工業用プラスチック製品製 造業	成形加工により工業用のプラスチック製品を製造するものをいう。
1 8 4	発泡・強化プラスチック製 品製造業	プラスチック製品を発泡成形加工して、又はガラス繊維、炭素繊維等の補強材を加えて成形加工によりプラスチック製品を製造するものをいう。
1 8 5	プラスチック成形材料製造 業 (廃プラスチックを含 む)	プラスチック素材又は回収プラスチックに成形のための配合、混和を行って成形材料を製造するものをいう。
1 8 9	その他のプラスチック製品 製造業	プラスチック製日用雑貨、食卓用品 (容器を除く)、プラスチック製容器を成形加工により製造するものをいう。
2 6	生産用機械器具製造業	
2 7	業務用機械器具製造業	
3 1	輸送用機械器具製造業	
7 1 1	自然科学研究所	
7 1 1 2	工学研究所	工業技術試験所、機械技術研究所のような工学研究所をいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 成形施設 (*1 真空成形施設を除く。)

粉末、粒状等のプラスチックを加熱、加圧して成形する施設をいい、例えば圧縮成形、射出成形、押出成形、積層成形 (造形方式によっては3Dプリンターも含まれる) 等の施設がある。

(2) 吹き付け塗布施設 (*2 原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。)

液状のプラスチックをガラス繊維等に吹き付け塗布する施設をいう。

(3) 混練施設

プラスチックに可塑剤、安定剤、顔料等を混合し練る施設をいう。

(4) 破碎施設(*3 原動機の定格出力が0.75キロワット以上であるものに限る。)

成形時にできるバリ等を破碎する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 成形施設(*1)	○		○		○※
(2) 吹き付け塗布施設(*2)	○	○	○	○	○
(3) 混練施設		○	○		○
(4) 破碎施設(*3)		○			○

これらの施設では、化学物質として、可塑剤、樹脂原料、溶剤、洗浄剤、難燃剤、顔料、着色剤、ペイント剥離剤、プラスチック発泡剤等が使用されることがある。

※ 一般的に振動発生の蓋然性は低い。

14 コールタール製品の製造の作業

コールタール(ガス軽油を含む。)を原料とする油類、酸、ピッチその他のコールタール製品の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 合成染料の製造は6の「合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業」の項の対象となるものである。

Ⅰ 業種等対照表 (代表的な業種の例)

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 6 3	有機化学工業製品製造業	工業原料として用いられる有機化学工業製品を製造するものをいう。
1 6 3 9	その他の有機化学工業製品製造業	主として他に分類されない有機化学工業製品を製造するものをいう。 (例：ベンゼン、トルエン、キシレン、クレゾール、ナフタレン、精製コールタール、ピッチ)

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 加熱炉(*1 直火炉を含む。)

溶解、反応等を行うための加熱炉及び直火炉をいう。

(2) 蒸留施設

原料及び生成物を蒸発させ蒸気を回収し、各成分に分離する施設をいう。

(3) 洗淨施設

原料及び生成物中の不純物を除去するために、酸、アルカリ、水等で洗淨する施設をいう。

(4) 分離施設

未反応物、副生物、不純物等を分離する施設をいう。

(5) 分解施設

原料及び生成物を熱分解又は接触分解する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 加熱炉(*1)	○		○		○
(2) 蒸留施設	○		○	○	
(3) 洗浄施設	○			○	
(4) 分離施設	○			○	○
(5) 分解施設	○		○	○	

これらの施設では、化学物質として、溶剤等が使用されることがある。

15 1 から14までに掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業

有機化学工業製品の製造の作業（1 から14までに掲げる作業を除く。）のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

（注） 1 から14までに掲げる有機化学工業製品の製造の作業を網羅的に拾い上げようとする趣旨であるが、Ⅱに掲げる施設のいずれかを用いるものでなければならないものである。

石油副生ガス中のメタンを原料とするものは2の「石油化学基礎製品の製造の作業」の項の対象となるものである。

I 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 6 3	有機化学工業製品製造業	工業原料として用いられる有機化学工業製品を製造するものをいう。
1 6 3 3	発酵工業	発酵法によりエチルアルコール、くえん酸、乳酸、その他の有機化学工業製品を製造するものをいう。 ただし、食料品、飲用アルコール、茶、医薬品を製造するものを除く。
1 6 3 9	その他の有機化学工業製品製造業	他に分類されない有機化学工業製品を製造する事業所をいう。 （例：ベンゼン、トルエン、キシレン、クレゾール、ナフタレン、精製コールタール、ピッチ）

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 反応施設

合成、分解、酸化、還元等の反応を行う施設をいう。

(2) 塩化水素吸収施設

副生物として得られた塩化水素を水等に吸収させる施設をいう。

(3) 混合施設

原料、生成物、溶剤、添加物等を混合する施設をいう。

(4) 発酵施設

微生物の作用により、有機物を発酵する施設をいう。

(5) 蒸留施設

生成物を蒸発させ蒸気を回収し、各成分に分離する施設等をいう。

(6) 抽出施設

原料、生成物中の混合成分から特定の成分を得るために、溶剤等により抽出する施設をいう。

(7) 分離施設

未反応物、副生物、不純物等を分離する施設をいう。

(8) 洗浄施設（*1 洗浄冷却施設を含む。）

原料、生成物中の不純物等を除去するために、酸、アルカリ、水等で洗浄する施設をいう。

(9) 濃縮施設

生成物を蒸発釜等で濃縮する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 反応施設	○		○	○	
(2) 塩化水素吸収施設	○			○	
(3) 混合施設	○		○	○	
(4) 発酵施設			○	○	
(5) 蒸留施設	○		○	○	
(6) 抽出施設	○		○	○	
(7) 分離施設	○		○	○	○
(8) 洗浄施設(*1)	○		○	○	
(9) 濃縮施設			○	○	

これらの施設では、化学物質として、塗料、触媒、樹脂改質剤、樹脂原料、可塑剤、接着剤、溶剤、有機合成原料、乳化剤、脱水剤、抽出剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

16 化学肥料の製造の作業

化学肥料の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

I 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 6 1	化学肥料製造業	
1 6 1 1	窒素質・りん酸質肥料製造業	アンモニア及びアンモニア誘導品（硫酸アンモニウム、硝酸アンモニウム、硝酸、尿素、塩化アンモニウム、石灰窒素）、過りん酸石灰、溶成りん肥、焼成りん肥等を製造するものをいう。
1 6 1 2	複合肥料製造業	窒素、りん酸又はカリのいずれか2成分以上を含有する複合肥料を製造するものをいう。 ただし、動植物質のみに由来する、いわゆる有機質肥料は含まれない。
1 6 1 9	その他の化学肥料製造業	けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料等、他に分類されない化学肥料を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 反応施設

合成、分解、酸化、還元等の反応を行う施設をいう。

(2) 濃縮施設

生成物を蒸発釜等で濃縮する施設をいう。

(3) 焼成炉

りん鉱石にりん酸及びソーダ灰を加え焼成するための施設をいう。

(4) 溶解炉

りん鉱石を高温融解する施設をいう。

(5) 焙（ばい）焼炉

硫化鉱、硫黄等を焙焼するための施設をいう。

(6) 破碎施設

原料、生成物等を所要の大きさに砕くための施設をいい、例えばクラッシャー等がある。

(7) 分離施設

未反応物、副生物、不純物等を分離する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 反応施設	○		○	○	
(2) 濃縮施設	○		○	○	
(3) 焼成炉	○				○
(4) 溶解炉	○				○
(5) 焙（ばい）焼炉	○				○
(6) 破碎施設		○		○	○
(7) 分離施設	○			○	○

これらの施設では、化学物質として、触媒、溶剤、乳化剤、脱水剤、抽出剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

17 無機顔料の製造の作業

無機顔料の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

なお、蛍光顔料の製造も本項の対象となるものである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 6 2	無機化学工業製品製造業	工業原料として用いられる無機化学工業品を製造するものをいう。
1 6 2 2	無機顔料製造業	塗料、印刷インキ、プラスチック、窯業製品等の顔料として、あるいは、紙及びゴムの充填剤として使われる無機顔料を製造するものをいう。（例：酸化チタン、カーボンブラック、ベンガラ、炭酸カルシウム）

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 溶解炉

金属等を加熱し溶解する施設

(2) 反応施設（*1 反応炉を含む。）

合成、分解、酸化、還元等の反応を行う施設をいう。

(3) 焼成炉

原料及び生成物を焼成するための施設をいう。

(4) 洗浄施設

原料及び生成物中の不純物を除去するために、酸、アルカリ、水等で洗浄する施設をいう。

(5) 分離施設

未反応物、副生物、不純物等を分離する施設をいう。

(6) 湿式分別施設（*2 特定排水施設に限る。）

原料、生成物等を粒大の大きさごとに、分別、分級する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 溶解炉	○				○
(2) 反応施設(*1)	○			○	
(3) 焼成炉	○				○
(4) 洗浄施設	○			○	
(5) 分離施設	○			○	○
(6) 湿式分別施設(*2)				○	

これらの施設では、化学物質として、塗料、触媒、樹脂改質剤、樹脂原料、可塑剤、溶剤、顔料、乳化剤、脱水剤、抽出剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業

か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 診断用試薬製造は8の「医薬品の製造の作業」の項の対象となるものである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 6 2	無機化学工業製品製造業	工業原料として用いられる無機化学工業品を製造するものをいう。
1 6 2 1	ソーダ工業	か性ソーダ、塩酸、塩素を製造するものをいう。
1 6 2 9	その他の無機化学工業製品製造業	硫酸、ほう酸、ふっ化水素酸、無水クロム酸、クロルスルホン酸などの無機酸を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 焙（ばい）焼炉

硫化鉄、硫黄等を焙焼するための施設をいう。

(2) 反応施設

合成、分解、酸化、還元等の反応を行う施設をいう。

(3) 亜硫酸ガス冷却洗浄施設（*1 特定排水施設に限る。）

硫酸製造の際に発生するガスを直接水等により冷却、洗浄する施設をいう。

(4) 塩化水素吸収施設

塩化水素ガスを水等に吸収させる施設をいう。

(5) 分離施設（*2 塩水精製施設を含む。）

未反応物、副生物、不純物等を分離する施設をいう。

(6) 電解施設

塩水を電気分解するための電解槽等の施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 焙（ばい）焼炉	○				○
(2) 反応施設	○			○	
(3) 亜硫酸ガス冷却洗浄施設(*1)				○	
(4) 塩化水素吸収施設	○			○	
(5) 分離施設(*2)	○			○	○
(6) 電解施設	○			○	

これらの施設では、化学物質として、触媒、金属化合物、溶剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

19 17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業

無機化学工業製品の製造の作業(17及び18に掲げる作業を除く。)のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 17及び18に該当しない無機化学工業製品の製造の作業を網羅的に拾い上げようとする趣旨である。

Ⅰ 業種等対照表(代表的な業種の例)

産業分類番号	業 種 等	内 容
162	無機化学工業製品製造業	工業原料として用いられる無機化学工業品を製造するものをいう。
1621	ソーダ工業	か性ソーダ、塩酸、塩素を除く無機ナトリウム化合物を製造するものをいう。
1624	塩製造業	塩を製造するものをいい、食卓塩等の精製塩を製造するものを含む。
1629	その他の無機化学工業製品製造業	ナトリウム、カリウム、アルミニウム、カルシウム、クロム、バリウム、マグネシウム、水銀、ニッケル、すず、銀、過酸化水素、明ばん、けい酸ナトリウム、トリポリりん酸ナトリウム、化学肥料以外のアンモニウム化合物、臭素、よう素、活性炭、触媒などを製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 焙(ばい)焼炉(*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。)

硫化鉄、硫黄等を焙焼するための施設をいう。
- (2) 煅焼(かしょう)炉(*1 上記(1)の限定に同じ。)

水酸化物又は水和物を加熱して揮発性成分を取り除き、酸化物、無水物を作る施設をいう。
- (3) 直火炉(*1 上記(1)の限定に同じ。)

直火炉により加熱する施設をいう。
- (4) 反応施設(*2 反応炉を含む。)

合成、分解、酸化、還元等の反応を行う施設をいう。
- (5) 塩化水素吸収施設

塩化水素ガスを水等に吸収させる施設をいう。
- (6) 蒸留施設(*3 特定排水施設に限る。)

生成物を蒸発させ蒸気を回収し、各成分に分留する施設をいう。
- (7) 抽出施設(*3 特定排水施設に限る。)

原料及び生成物中の混合成分から特定の成分を得るために、溶剤等により抽出する施設をいう。

- (8) 分離施設（*4 塩水精製施設を含む。）
未反応物、副生物、不純物等を分離する施設をいう。
- (9) 混合施設（*3 特定排水施設に限る。）
原料及び生成物を混合するための施設をいう。
- (10) 濃縮施設（*3 特定排水施設に限る。）
生成物を蒸発釜等で濃縮する施設をいう。
- (11) 電解施設
塩水を電気分解するための電解槽等の施設をいう。
- (12) 分別施設
原料、生成物等を粒径の大きさごとに分別、分級する施設をいう。
- (13) 洗淨施設（*5 洗淨冷却施設を含む。）
原料、生成物中の不純物を除去するために、酸、アルカリ、水等で洗淨する施設をいう。
- (14) 破碎施設
原料、生成物等を所要の大きさに砕くための施設をいい、例えばクラッシャー等がある。
- (15) 磨砕施設
原料、生成物等を微粉状にする施設をいい、例えばミルがある。

III 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 焙（ばい）焼炉(*1)	○				○
(2) 煨焼（かしょう）炉(*1)	○				○
(3) 直火炉(*1)	○				○
(4) 反応施設(*2)	○			○	
(5) 塩化水素吸収施設	○			○	
(6) 蒸留施設(*3)				○	
(7) 抽出施設(*3)				○	
(8) 分離施設(*4)	○			○	○
(9) 混合施設(*3)				○	
(10) 濃縮施設(*3)				○	
(11) 電解施設	○			○	
(12) 分別施設		○		○	○
(13) 洗淨施設(*5)	○			○	
(14) 破碎施設		○		○	○

(15) 磨砕施設		○		○	○
-----------	--	---	--	---	---

これらの施設では、化学物質として、触媒、溶剤、顔料、乳化剤、脱水剤、抽出剤、防錆（ぼうせい）剤、乾燥剤等が使用されることがある。

20 コークスの製造の作業

コークス(石油コークスを除く。)の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表 (代表的な業種の例)

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 7 3	コークス製造業	
1 7 3 1	コークス製造業	石炭を原料として乾留によって、コークス及び副産物を製造するものをいう。ただし、石油コークスの製造を除く。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) コークス炉

石炭を乾留しコークスを製造する炉をいう。

(2) ガス冷却洗浄施設(*1 脱硫化水素施設を含む。)

乾留ガスを水又は洗浄液で直接洗浄する施設をいう。

(3) 分離施設

乾留ガスからコールタール又はガス液を分離する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因 (例)

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) コークス炉	○	○	○		○
(2) ガス冷却洗浄施設(*1)				○	
(3) 分離施設	○		○	○	

これらの施設では、化学物質として、触媒、溶剤、防錆(ぼうせい)剤等が使用されることがある。

21 ゴム製品の製造の作業

ゴム製品の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 素材としての合成ゴムの製造は、5の「合成ゴムの製造の作業」の項の対象となるものである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 9	ゴム製品製造業	
1 9 1	タイヤ・チューブ製造業	自動車などのタイヤ、チューブを製造するものをいう。
1 9 2	ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業	ゴム製履物及びプラスチック製履物を製造するものをいう。 (例：地下足袋、ゴム底布靴、ゴム草履物、プラスチック製スリッパ、プラスチック製靴、合成皮革靴)
1 9 3	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	ゴムベルト、ゴムホース及び工業用ゴム製品を製造するものをいう。 (例：コンベヤベルト、平ベルト、Vベルト、編上げホース、布巻きホース、防振ゴム、ゴム管、ゴム製パッキン、ゴム系接着剤)
1 9 9	その他のゴム製品製造業	ゴム引布、ゴム引布製品、医療・衛生用ゴム製品、ゴム練生地、更正タイヤ、再生ゴム、糸ゴム、消しゴム、ゴムタイル等を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) はり合せ成形施設（*1 動力を使用するものに限る。）

ゴム接着剤等ではり合せながら成形する施設をいう。

- (2) 混練施設

素練りしたゴムに、加硫剤、老化防止剤等を加え混合しながら練る施設をいい、例えば、バンバリーミキサー、インテンシブミキサー、シャウインターミキサーがある。

- (3) 加硫施設

成形したものに弾性を与えるために加熱し加硫する施設をいう。

- (4) 洗浄施設

不純物を除去するために、水等で洗浄する施設をいう。

- (5) ラテックス処理施設

ラテックスを凝固又は処理するための施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) はり合せ成形施設(*1)			○		○
(2) 混練施設		○	○		○
(3) 加硫施設			○	○	
(4) 洗浄施設	○			○	
(5) ラテックス処理施設	○		○	○	

これらの施設では、化学物質として、ゴム添加剤、難燃剤、老化防止剤、可塑剤、安定剤、接着剤、洗浄剤、塗料、顔料、着色剤、ペイント剥離剤、被覆剤、有機ゴム薬品原料、溶剤等が使用されることがある。

22 銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業

銑鉄（せんてつ）、鋼若しくは合金鉄の製造又は鉄鋼基礎資材の鑄造（ちゅうぞう）、塑性加工若しくは熱処理の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

（注）ここに掲げられた物を素材として機械器具等の製造を行う場合は、24の「建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業」その他の対象となるものである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
2 2	鉄鋼業	鉱石、鉄くず等から鉄及び鋼を製造するもの、鉄及び鋼の鑄造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材等を製造するものをいう。
2 2 1	製鉄業	
2 2 1 1	高炉による製鉄業	高炉により製鉄を行うものをいう。
2 2 1 2	高炉によらない製鉄業	電気炉等による銑鉄の製造及び純鉄等の精錬を行うものをいう。
2 2 1 3	フェロアロイ製造業	フェロアロイを製造するものをいう。
2 2 2	製鉄・製鋼圧延業	
2 2 2 1	製鋼・製鋼圧延業	転炉、電気炉により鋼塊を製造し、又はその鋼塊を圧延して鋼材を製造するものをいう。
2 2 3	製鋼を行わない鋼材製造業 （表面処理鋼材を除く）	他から受け入れた鋼塊、帯鋼などから、圧延等により、形鋼、棒鋼、線材、鋼管等を製造するものをいう。
2 2 4	表面処理鋼材製造業	他から受け入れた薄板、広幅帯鋼、鋼管などから、ブリキ、亜鉛鉄板、めっき鋼管、針金等を製造するものをいう。
2 2 5	鉄素形材製造業	他から受け入れた銑鉄、棒鋼、鋼塊から、鑄鉄、銑鉄鑄物、可鍛鑄鉄、鋼鑄物、鍛工品及び鍛鋼品を製造するものをいう。
2 2 9	その他の鉄鋼業	鉄粉の製造、他から受け入れた広幅帯鋼等の切断を行うもの及び鉄スクラップの加工処理等を行うものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 溶鉱炉

鉄鋼石、焼結鉱、ペレットを副原料のコークス、石灰石等と共に炉内にそう入し、熱風を吹き込み鉄鋼石を加熱、還元し、溶解する施設をいう。

(2) 転炉

銑鉄（せんてつ）からりん、炭素等の不純物を取り除き、鋼を精錬するための施設で、炉本体が回転する構造となっているものをいう。

(3) 平炉

銑鉄（せんてつ）、くず鉄からりん、炭素等の不純物を取り除き、鋼を精錬するための施設をいう。

(4) 焼結炉

粒状、粒状の鉱石を加熱し、塊状に焼結させるための施設をいう。

(5) 金属溶解炉(*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限る。)

金属を溶解する施設をいう。

(6) 金属加熱炉(*1 上記(5)の限定に同じ。)

金属の熱処理、圧延等のために加熱する施設をいう。

(7) 焙(ばい)焼炉

硫化鉱、硫黄等を焙焼させる施設をいう。

(8) 製鋼用電気炉

銑鉄(せんてつ)、くず鉄から鋼鉄及び合金を製造するための電気炉をいう。

(9) 圧延施設(*2 製管施設を含む。)

ロール又はダイズにより、素材から一定形状寸法の鋼板、棒鋼、鋼管等に成形する施設をいい、例えば、熱間圧延施設、冷間圧延施設、製管施設、線材圧延機、引抜機、伸線機がある。

III 指定施設の公害等の発生要因(例)

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 溶鉱炉	○	○			○
(2) 転炉	○	○			○
(3) 平炉	○	○			○
(4) 焼結炉	○	○			○
(5) 金属溶解炉(*1)	○				○
(6) 金属加熱炉(*1)	○				○
(7) 焙(ばい)焼炉	○				○
(8) 製鋼用電気炉	○				○
(9) 圧延施設(*2)				○	○

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤、溶剤等が使用されることがある。

23 非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業

非鉄金属若しくはその合金の製造又は非鉄金属基礎資材の鑄造（ちゅうぞう）、塑性加工若しくは熱処理の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

（注）ここに掲げられた物を素材として機械器具の製造を行う場合は、24の「建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業」その他の対象となるものである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
2 3	非鉄金属製造業	
2 3 1	非鉄金属第1次精錬・精製業	銅、鉛、亜鉛、貴金属、ニッケル、アルミニウム、チタン、ウラン、トリウム等の鉱石を処理し、精錬及び精製を行うものをいう。
2 3 2	非鉄金属第2次精錬・精製業 （非鉄金属合金製造業を含む）	鉛、亜鉛、アルミニウム等のくず及びドロスを処理し、再生する作業を行うものをいう。
2 3 3	非鉄金属・同合金圧延業 （抽伸、押出しを含む）	銅、黄銅、青銅、鉛、アルミニウムなど及びその合金から圧延、抽伸、押出し等により板、条、棒、線、箔、管などを製造するものをいう。
2 3 4	電線・ケーブル製造業	
2 3 4 1	電線・ケーブル製造業 （光ファイバーケーブルを除く）	銅、アルミニウム及びその合金のさお、線から裸電線、絶縁電線又はケーブルを製造するものをいう。
2 3 4 2	光ファイバーケーブル製造業 （通信複合ケーブルを含む）	光ファイバーケーブルを製造するものをいう。
2 3 5	非鉄金属素形材製造業	非鉄金属鑄物又は非鉄金属ダイカストを製造するものをいう。
2 3 9	その他の非鉄金属製造業	金属ウラン、酸化ウラン等の核燃料物質、非鉄金属の粉末等を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 金属溶解炉(*1 鉛用溶解炉以外のものにあつては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。)

金属を溶解する施設をいう。

（注）鉛用溶解炉はすべて含まれ、これ以外の溶解炉は定められた規模以上のものが対象となる。

- (2) 金属加熱炉(*2 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。)

金属の熱処理、圧延等のために加熱する施設をいう。

- (3) 煅焼（かしょう）炉

水酸化物又は水和物を加熱し、揮発性成分を取り除き、酸化物、無水物を作る施設をいう。

- (4) 反応炉
原鉱石を反応させ塩化物等を作る施設をいい、例えば、チタン製造の塩化炉等がある。
- (5) 直火炉
直接火により加熱する施設をいい、例えば四塩化チタン等を蒸留するために用いる施設がある。
- (6) 焼結炉
粉状、粒状の鉱石を加熱し、塊状に焼結させる炉をいう。
- (7) ろ過施設（*3 特定排水施設に限る。）
固液分離をするための施設をいい、例えば、フィルタープレス、真空ろ過機等がある。
- (8) 還元施設(*4 反応炉を除く。)
酸化物、塩化物を還元し金属にする施設をいい、例えば、チタンの還元炉等がある。
- (9) 電解施設
電気分解等を行う施設をいい、例えば、電解槽、熔融電解槽がある。
- (10) 水銀精製施設
空気の吹き込みによる不純物の酸化、薬品による不純物の可溶化等により、水銀を精製する施設をいう。
注）水俣条約により禁止製品のリストに掲載された水銀添加製品は、2020年までに製造、輸出入禁止。
- (11) 圧延施設
ロール又はダイスにより、素材から板状、棒状、管状等一定の形状に成形する施設をいい、例えば、熱間圧延施設、冷間圧延施設、製管施設、線材圧延機、引抜機、伸線機がある。
- (12) 二酸化珪（けい）素蒸着成長施設
光ファイバーの製造のために、気化した四塩化珪（けい）素を酸水素炎で酸化し、生成した二酸化珪（けい）素を母材の二酸化珪（けい）素に蒸着成長させるものをいう。引き続いて行う、できた母材を加熱して透明ガラス化する施設を含む。

III 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 金属溶解炉(*1)	○				○
(2) 金属加熱炉(*2)	○				○
(3) 煅焼（かしょう）炉	○				○
(4) 反応炉	○				○
(5) 直火炉	○				○
(6) 焼結炉	○	○			○
(7) ろ過施設(*3)				○	

(8) 還元施設(*4)	○				
(9) 電解施設	○			○	
(10) 水銀精製施設				○	
(11) 圧延施設				○	○
(12) 二酸化珪（けい）素蒸着成長施設	○	○			

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤、溶剤、消色剤、還元剤、合金剤、めっき原料、剥離剤、乾燥剤等が使用されることがある。

24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業

建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) これらの原材料の製造は、22の「鉄鉄（せんてつ）、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの casting（ちゅうぞう）、塑性加工若しくは熱処理の作業」その他の項において対象とされているところである。

I 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
25	はん用機械器具製造業	
251	ボイラ・原動機製造業	ボイラ、蒸気機関、タービン、水力タービン、一般用の内燃機関などを製造するものをいう。
252	ポンプ・圧縮機器製造業	家庭用ポンプを含む一般産業用ポンプ、ポンプ装置、圧縮機、送風機、油圧・空圧機器などを製造するものをいう。
253		
259		
	一般産業用機械・装置製造業	エレベータ、エスカレータ、荷役運搬設備（コンベヤ、クレーンなど）、工業窯炉、冷凍機、温室調整装置などを製造するものをいう。
	その他のはん用機械・同部品製造業	消火器具・消火装置、パイプ加工品、軸受、ピストンリングなどを製造するものをいう。
26	生産用機械器具製造業	
261	農業用機械製造業（農業用器具を除く）	耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用、その他の農業用に使用される機械（農業用トラクタを含む）を製造するものをいう。
262	建設機械・鉱山機械製造業	土木建設及び鉱山業に使用される重機械器具、鉱山及び一般産業に使用される破碎機、磨砕機、選別機並びに建設用・運搬用・農業用トラクタを製造するものをいう。
263	繊維機械製造業	紡績機械、繊維・編組機械、染色整理機械、繊維機械及び縫製機械（ミシン、糸手編機など）を製造するものをいう。
264	生活関連産業用機械製造業	食料品加工機械、木工機械、パルプ装置、製紙機械、印刷・製本機械、包装及び荷造機械などを製造するものをいう。
265	基礎素材産業用機械製造業	鑄造装置、化学機械・同装置（分離機器、熱交換機など）、プラスチック加工機械・同附属装置を製造するものをいう。

2 6 6	金属加工機械製造業	金属塊から切削加工製品を製造する工作機械類(旋盤、フライス盤等)、プレス、鍛造、屈曲、圧延、切断を行う機械を製造するものをいう。
2 6 9	その他の生産用・同部品製造業	金属製の型、真空装置、産業用ロボット及びサービス用ロボットなどを製造するものをいう。
2 7	業務用機械器具製造業	
2 7 1	事務用機械器具製造業	複写機、事務用機械器具(会計機械、事務用印刷機など)を製造するものをいう。
2 7 2	サービス用・娯楽用機械器具製造業	営業用洗たく機、ドライクリーニング機、プレス機、自動車整備・サービス機器などを製造するものをいう。

II 指定施設の説明

- (1) 金属溶解炉 (*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限る。)

金属を溶解する炉をいう。

- (2) 熱処理施設 (*2 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限る。)を含む。)

金属材料を所要の温度に加熱し、冷却速度を加減して所要の組織・性質を与えるために行う焼入れ、焼戻し、焼なましを行う施設及び表面硬化処理を行う施設をいい、金属加熱炉も含まれる。

- (3) 鍛造(たんぞう)施設 (*2 上記(2)の限定に同じ。)

加熱された鋼塊(こうかい)・棒等をハンマー、プレス等で鍛工加工する施設をいい、金属加熱炉も含まれる。

- (4) 動力プレス機 (*3 加圧能力が 98 キロニュートンを超えるものに限る。)

金属その他の素材を動力を用い、加圧により、曲げ、折り、打抜等をする施設をいい、例えば、機械プレス、液圧プレス、プレスブレーキ等がある。

- (5) せん断機 (*4 原動機の定格出力が 1 キロワット以上であるものに限る。)

金属その他の素材を、動力を用いせん断する施設をいう。

- (6) ロール式ベンディングマシン (*5 原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるものに限る。)

ロールにより、金属その他の素材を折り、曲げる施設をいう。

- (7) ワイヤフォーミングマシン

線材又は針金を所要の形状に成形する施設をいう。

- (8) 鋳造型造施設

生型、シェルモールド、フルモールド、自硬性鋳型等の鋳型を造る施設をいう。

- (9) 型ばらし施設

鋳物の鋳型をばらす施設をいう。

- (10) タンブラー

鉄製の容器に処理すべき鋳物と多角形の鉄片を入れて、鋳物の表面の清掃及び小物の中子砂落しをするための施設をいう。

(11) ブラスト (*6 密閉式のものを除く。)

製品のスケール、バリを除去するために砂等を高速で吹き付ける施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因 (例)

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 金属溶解炉(*1)	○				○
(2) 熱処理施設(*2)	○	○	○	○	○
(3) 鍛造(たんぞう)施設(*2)	○				○
(4) 動力プレス機(*3)					○
(5) せん断機(*4)					○
(6) ロール式ベンディングマシン(*5)					○
(7) ワイヤフォーマリングマシン					○
(8) 鋳型造型施設		○	○		○
(9) 型ばらし施設		○	○		○
(10) タンブラー		○	○		○
(11) ブラスト(*6)		○			○※

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤、塗料、防錆(ぼうせい)剤、脱水剤、不凍剤、冷媒、ブレーキ液、溶剤、乾燥剤、表面被覆剤、ペイント剥離剤等が使用されることがある。

※ 一般的に振動発生の蓋然性は低い。

25 電気機械器具の製造の作業

電気機械器具の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) これらの原材料の製造は、22の「鉄鉄（せんてつ）、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鋳造（ちゅうぞう）、塑性加工若しくは熱処理の作業」その他の項において対象とされているところである。

I 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
281	電子デバイス製造業	真空管、放電管、ブラウン管、半導体素子（ダイオード、トランジスタ等）、集積回路などを製造するものをいう。
282	電子部品製造業	抵抗器、磁気ヘッド、コネクタなどを製造するものをいう。
284	電子回路製造業	プリント配線板などを製造するものをいう。
29	電気機械器具製造業	
291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	発電機、電動機、変圧器類、電力開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具などを製造するものをいう。
292	産業用電気機械器具製造業	電気溶接機、内燃機関電装品、蓄電器などを製造するものをいう。
293	民生用電気機械器具製造業	民生用電気機械器具を製造するものをいう。（例：電気暖房機、扇風機、家庭用電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気掃除機、ジューサミキサ）
294	電球・電気照明器具製造業	電球及び電気照明器具を製造するものをいう。
295	電池製造業	蓄電池及び乾電池を製造するものをいう。
296	電子応用装置製造業	X線装置、医療用電子応用装置、魚群探知機、電子顕微鏡などを製造するものをいう。
297	電気計測器製造業	電気計測器（電流計、電圧計、電力計など）及び工業計器（温度自動調節装置、圧力等自動調節装置など）を製造するものをいう。
299	その他の電気機械器具製造業	電球用口金などを製造するものをいう。
30	情報通信機械器具製造業	
301	通信機械器具、同関連機械器具製造業	電話機、交換機、ラジオ放送装置、車両用・船舶用通信装置、ラジオ・テレビジョン受信機、交通信号保安

3 0 2		装置、警報装置などを製造するものをいう。
	映像・音響機械器具製造業	磁器録画装置（V．T．R）、ステレオセット、拡声装置、マイクロホンなどを製造するものをいう。
3 0 3	電子計算機・同附属装置製造業	アナログ型、デジタル形電子計算機及び同附属装置を製造するものをいう。

II 指定施設の説明

- (1) 金属溶解炉（*1 鉛蓄電池の製造の作業に用いるもの以外のものにあつては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限る。）

（注）鉛蓄電池の製造の作業に用いるものはすべて含まれ、それ以外のものにあつては定められた規模以上のものが対象となる。

- (2) 熱処理施設（*2 金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限る。）を含む。）

金属材料を所要の温度に加熱し、冷却速度を加減して所要の組織・性質を与えるために行う焼入れ、焼戻し、焼なましを行う施設及び表面硬化処理を行う施設をいい、金属加熱炉も含まれる。

- (3) 鍛造（たんぞう）施設（*2 上記(2)の限定に同じ。）

加熱された鋼塊（こうかい）等をハンマー、プレス等で鍛工加工する施設をいい、金属加熱炉も含まれる。

- (4) 化成施設（*3 カドミウム電極又は鉛電極に係るものに限る。）

蓄電池の電極材料を活性化するための施設で、化成槽、水洗槽からなる施設をいう。

- (5) 水銀精製施設

空気の吹き込みによる不純物の酸化、薬品による不純物の可溶化等により、水銀を精製する施設をいう。

注）水俣条約により禁止製品のリストに掲載された水銀添加製品は、2020 年までに製造、輸出入禁止。

- (6) 動力プレス機（*4 加圧能力が 98 キロニュートンを超えるものに限る。）

金属その他の素材を動力用い、加圧により、曲げ、折り、打抜等をする施設をいい、例えば、機械プレス、液圧プレス、プレスブレーキ等がある。

- (7) せん断機（*5 原動機の定格出力が 1 キロワット以上であるものに限る。）

金属その他の素材を、動力を用いせん断する施設をいう。

- (8) ロール式ベンディングマシン（*6 原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるものに限る。）

ロールにより、金属その他の素材を折り、曲げる施設をいう。

- (9) ワイヤフォーミングマシン

線材又は針金を所要の形状に成形する施設をいう。

- (10) 鋳型造形施設

生型、シェルモールド、フルモールド、自硬性鋳型等の鋳型を造る施設をいう。

(11) 型ばらし施設

鋳物の鋳型をばらす施設をいう。

(12) タンブラー

鉄製の容器に処理すべき鋳物と多角形の鉄片を入れて、鋳物の表面の清掃及び小物の中子砂落としをするための施設をいう。

(13) ブラスト（*7 密閉式のものを除く。）

製品のスケール、バリを除去するために砂等を高速で吹き付ける施設をいう。

(14) 化学気相成長施設

珪（けい）素化合物と水素からなる原ガスに、塩化磷、水素化砒素等の気体を混入し、炉内に流し、鏡面ウェーハ上に単結晶を析出（エピタキシャル成長）させるもの。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 金属溶解炉(*1)	○				○
(2) 熱処理施設(*2)	○			○	○
(3) 鍛造（たんぞう）施設(*2)	○				○
(4) 化成施設(*3)				○	
(5) 水銀精製施設				○	
(6) 動力プレス機(*4)					○
(7) せん断機(*5)					○
(8) ロール式ベンディングマシン(*6)					○
(9) ワイヤーフォーミングマシン					○
(10) 鋳型造型施設			○		○
(11) 型ばらし施設		○	○		○
(12) タンブラー		○	○		○
(13) ブラスト(*7)		○			○
(14) 化学気相成長施設	○			○	

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤、塗料、発光塗料、ペイント剥離剤、感光体、めっき材、エッチングガス、シリコンのエピタキシャル成長材、化学蒸着材、蓄電池原料、太陽電池原料、永久磁石原料、溶剤、乾燥剤、脱水剤、表面被覆剤等が使用されることがある。

26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業

船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) これらの原材料の製造は、22の「銑鉄（せんてつ）、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造（ちゅうぞう）、塑性加工若しくは熱処理の作業」その他の項において対象とされているところである。

また、船舶の製造については、それらの整備及び修理をも含むところである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
3 1	輸送用機械器具製造業	
3 1 1	自動車・同附属品製造業	各種自動車の完成品、自動車シャシー、車体、トレーラー、自動車エンジン、ブレーキ、ラジエータなどの製造、組立及び車体シャシー組付けを行うものをいう。
3 1 2	鉄道車両・同部分品製造業	鉄道車両の製造、修理、改造を行うもの及び鉄道車両用部分品を製造するものをいう。
3 1 3	船舶製造・修理業、船用機関製造業	鋼船及び木船の製造・修理設備としての造船台、ドックなどを有し鋼(木)船の製造、修理を行うもの、鋼船の船体ブロックを製造するもの、舟艇の製造及び修理を行うもの及び船用の内燃機関を製造するものをいう。
3 1 4	航空機・同附属品製造業	航空機の製造・組立て、航空原動機・同部分品を製造するものをいう。
3 1 9	その他の輸送用機械器具製造業	運搬車両及び同部分品、附属品などを製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 金属溶解炉（*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限る。）

金属を溶解する施設をいう。

- (2) 船舶製造施設（*2 重量トンが 1,000 トン以上であるものに限る。）

船舶を製造、修理するためのドック、船台等の施設をいう。

- (3) 熱処理施設（*3 金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限る。）を含む。）

金属材料を所要の温度に加熱し、冷却速度を加減して所要の組織、性質を与えるために行う焼入れ、焼戻し、焼なましを行う施設及び表面硬化処理を行う施設をいい、金属加熱炉も含まれる。

- (4) 鍛造（たんぞう）施設（*3 上記（3）の限定に同じ。）

加熱された鋼塊（こうかい）・棒等をハンマー、プレス等で鍛工加工する施設をいい、金属加熱炉も含まれる。

- (5) 動力プレス機（*4 加圧能力が98キロニュートンを超えるものに限る。）
金属その他の素材を動力を用い、加圧により、曲げ、折り、打抜等をする施設をいい、例えば、機械プレス、液圧プレス、プレスブレーキ等がある。
- (6) せん断機（*5 原動機の定格出力が1キロワット以上であるものに限る。）
金属その他の素材を、動力を用いせん断する施設をいう。
- (7) ロール式ベンディングマシン（*6 原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるものに限る。）
ロールにより、金属その他の素材を折り、曲げる施設をいう。
- (8) ワイヤーフォーミングマシン
線材又は針金を所要の形状に成形する施設をいう。
- (9) 鋳型造形施設
生型、シェルモールド、フルモールド、自硬性鋳型等の鋳型を造る施設をいう。
- (10) 型ばらし施設
鋳物の鋳型をばらす施設をいう。
- (11) タンブラー
鉄製の容器に処理すべき鋳物と多角形の鉄片を入れて、鋳物の表面の清掃及び小物の中子砂落しをするための施設をいう。
- (12) ブラスト（*7 密閉式のものを除く。）
製品のスケール、バリを除去するために砂等を高速で吹き付ける施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 金属溶解炉(*1)	○				○
(2) 船舶製造施設(*2)				○	
(3) 熱処理施設(*3)	○	○	○	○	○
(4) 鍛造（たんぞう）施設(*3)	○				○
(5) 動力プレス機(*4)					○
(6) せん断機(*5)					○
(7) ロール式ベンディングマシン(*6)					○
(8) ワイヤーフォーミングマシン					○
(9) 鋳型造形施設		○	○		○
(10) 型ばらし施設		○	○		○
(11) タンブラー		○	○		○
(12) ブラスト(*7)		○			○

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤、塗料、防錆（ぼうせい）剤、不凍液、ブレーキ液、溶剤、アンチノック剤、乾燥剤、剥離剤、脱水剤等が使用されることがある。

27 精密機械器具の製造の作業

精密機械器具の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) これらの原材料の製造は、22の「銑鉄（せんてつ）、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鋳造（ちゅうぞう）、塑性加工若しくは熱処理の作業」その他の項において対象とされているところである。

I 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
27	業務用機械器具製造業	
273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	体積計、はかり、温度計、圧力計、精密測定器、分析機器、試験機、光度計、熱量計、騒音計、長さ計などを製造するものをいう。
2737	測量機械器具製造業	陸地、航海及び航空用の測量機械器具を製造するものをいう。
2738	理化学機械器具製造業	他に分類されない科学研究用及び教育用機械器具などを製造するものをいう。 (例：研究用化学機械器具、教育用理化学機械器具)
274	医療用機械器具・医療用品製造業	医療用機械器具、歯科用機械器具、医療用品、動物用医療機械器具及び歯科材料を製造するものをいう。
275	光学機械器具・レンズ製造業	顕微鏡、望遠鏡、写真機・同附属品、光学機械用レンズ、プリズム等を製造するものをいう。
32	その他の製造業	
3231	時計・同部分品製造業	時計及び時計側を製造するものをいう。
3297	眼鏡製造業（枠を含む）	眼鏡レンズの研磨、眼鏡枠又は完成した眼鏡を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 金属溶解炉（*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。）

金属を溶解する施設をいう。

- (2) 熱処理施設（*2 金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。）を含む。）

金属材料を所要の温度に加熱し、冷却速度を加減して所要の組織、性質を与えるために行う焼入れ、焼戻し、焼なましを行う施設及び表面硬化処理を行う施設をいい、金属加熱炉も含まれる。

- (3) 鍛造（たんぞう）施設（*2 上記(2)の限定に同じ。）

加熱された銅塊・棒等をハンマー、プレス等で鍛工加工する施設をいい、金属加熱炉も含まれる。

- (4) 水銀精製施設

空気の吹き込みによる不純物の酸化、薬品による不純物の可溶化等により、水銀を精製する施設をいう。

注) 水俣条約により禁止製品のリストに掲載された水銀添加製品は、2020年までに製造、輸出入禁止。

- (5) 動力プレス機 (*3 加圧能力が98キロニュートンを超えるものに限る。)

金属その他の素材を動力用い、加圧により、曲げ、折り、打抜等をする施設をいい、例えば、機械プレス、液圧プレス、プレスブレーキ等がある。

- (6) せん断機 (*4 原動機の定格出力が1キロワット以上であるものに限る。)

金属その他の素材を、動力を用いせん断する施設をいう。

- (7) ロール式ベンディングマシン (*5 原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるものに限る。)

ロールにより、金属その他の素材を折り、曲げる施設をいう。

- (8) 鋳型造形施設

生型、シェルモールド、フルモールド、自硬性鋳型等の鋳型を造る施設をいう。

- (9) 型ばらし施設

鋳物の鋳型をばらす施設をいう。

- (10) タンブラー

鉄製の容器に処理すべき鋳物と多角形の鉄片を入れて、鋳物の表面の清掃及び小物の中子砂落としをするための施設をいう。

- (11) ブラスト (*6 密閉式のものを除く。)

製品のスケール、バリを除去するために砂等を高速で吹き付ける施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因 (例)

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 金属溶解炉 (*1)	○				○
(2) 熱処理施設 (*2)	○			○	○
(3) 鍛造 (たんぞう) 施設 (*2)	○				○
(4) 水銀精製施設				○	
(5) 動力プレス機 (*3)					○
(6) せん断機 (*4)					○
(7) ロール式ベンディングマシン (*5)					○
(8) 鋳型造形施設		○	○		○
(9) 型ばらし施設		○	○		○
(10) タンブラー		○	○		○
(11) ブラスト (*6)		○			○

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤、塗料、防錆 (ぼうせい) 剤、溶剤、乾燥剤、剥離剤、脱水剤、表面被覆剤、光学ガラス添加剤等が使用されることがある。

28 24から27までに掲げる作業以外の機械器具、武器又は金属製品の製造の作業

機械器具（24から27までに掲げる作業に係るものを除く。） 、武器又は金属製品の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

（注）24から27に該当しない機械器具の製造の作業を網羅的に拾い上げようとする趣旨である。

これらの原材料の製造は、22の項等他の項において対象とされているところである。

また、「金属製品」とは、広範な概念であって、例えば食器類、金属部品等をも包含するものである。

I 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
24	金属製品製造業	
241	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	缶詰用缶、ビール缶、18リットル缶、その他のめっき板等の製品を製造するものをいう。
242	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	食卓用刃物、おの、かんな、レンチ、スパナ、やすり、手引のこぎり、くわ、かま等を製造するものをいう。
243	暖房装置・調理等装置・配管工事用附属品製造業	配管工事用付属品（継ぎ手、ノズル、水抜き等）、ガス・石油機器（ガス、石油ストーブ、調理機器等）、温風・温水暖房装置（温水ボイラー、ユニットヒータ等）及びその他の暖房・調理装置を製造するものをいう。
244	建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	建設用金属製品（鉄骨、金属さく等）、建設用金属製品（金属とびら、サッシ等）及び製かん板等（温水缶、ドラム缶等）を製造するものをいう。
245	金属素形材製品製造業	金属の打抜き及びプレス加工、粉末冶金による機械部品を製造するものをいう。
247	金属線製品製造業（ねじ類を除く）	くぎ、金網、溶接棒等を製造するものをいう。
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	ボルト、ナット、ねじ、ピン等を製造するものをいう。
249	その他の金属製品製造業	金庫、金属性スプリング等を製造するものをいう。
27	業務用機械器具製造業	
276	武器製造業	銃、砲、銃（砲）弾、特殊装甲車両等を製造するものをいう。（火薬の製造を除く。）
32	その他の製造業	その他の金属製品を作るもので、24から27までに掲げる作業に街頭しないものは、すべて含まれる。

II 指定施設の説明

- (1) 金属溶解炉 (*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限る。)
金属を溶解する炉をいう。
- (2) 熱処理施設 (*2 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限る。)を含む。)
金属材料を所要の温度に加熱し、冷却速度を加減して所要の組織・性質を与えるために行う焼入れ、焼戻し、焼なましを行う施設及び表面硬化処理を行う施設をいい、金属加熱炉も含まれる。
- (3) 鍛造(たんぞう)施設 (*2 上記(2)の限定に同じ。)
加熱された鋼塊(こうかい)・棒等をハンマー、プレス等で鍛工加工する施設をいい、金属加熱炉も含まれる。
- (4) 動力プレス機 (*3 加圧能力が 98 キロニュートンを超えるものに限る。)
金属その他の素材を動力用い、加圧により、曲げ、折り、打抜等をする施設をいい、例えば、機械プレス、液圧プレス、プレスブレーキ等がある。
- (5) せん断機 (*4 原動機の定格出力が 1 キロワット以上であるものに限る。)
金属その他の素材を、動力を用いせん断する施設で、シャーリング等の施設をいう。
- (6) ロール式ベンディングマシン (*5 原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるものに限る。)
ロールにより、金属その他の素材を折り、曲げる施設をいう。
- (7) ワイヤフォーマーマシン
線材又は針金を所要の形状に成形する施設をいう。
- (8) 鋳型造形施設
生型、シェルモールド、フルモールド、自硬性鋳型等の鋳型を造る施設をいう。
- (9) 型ばらし施設
鋳物の鋳型をばらす施設をいう。
- (10) タンブラー
鉄製の容器に処理すべき鋳物と多角形の鉄片を入れて、鋳物の表面の清掃及び小物の中子砂落としをするための施設をいう。
- (11) ブラスト (*6 密閉式のものを除く。)
製品のスケール、バリを除去するために砂等を高速で吹き付ける施設をいう。

III 指定施設の公害等の発生要因(例)

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 金属溶解炉(*1)	○*				○
(2) 熱処理施設(*2)	○	○	○	○	○

(3) 鍛造（たんぞう）施設(*2)	○※				○
(4) 動力プレス機(*3)					○
(5) せん断機(*4)					○
(6) ロール式ベンディングマシン(*5)					○
(7) ワイヤフォーマリングマシン					○
(8) 鋳型造型施設		○	○		○
(9) 型ばらし施設		○	○		○
(10) タンブラー		○	○		○
(11) ブラスト(*6)		○			○

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤、塗料、研磨剤、防錆（ぼうせい）剤、溶剤、乾燥剤、剥離剤、脱水剤、表面被覆剤等が使用されることがある。

※ 熱源が電力の場合は、排煙が発生しない場合がある。

29 骨材又は石工品の製造又は加工の作業

骨材又は石工品の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 原材料としての土石の採取、破碎等の作業は、66の「鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業」の項の対象となるものである。

I 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
218	骨材・石工品等製造業	
2181	砕石製造業	岩石の破碎、選別などを行って土木建築用の砕石を製造するものをいう。
2183	人工骨材製造業	けつ岩、フライアッシュ、真珠岩、ひる石等を焼成して人工骨材を製造するものをいう。
2184	石工品製造業	原石等を建築その他の目的のために切せつ造形仕上げを行うものを言う。 (例：碑石、墓石、建築用角石、石盤)
2185	けいそう土・同製品製造業	けいそう土の粉碎及びけいそう土質れんが、こんろなどのけいそう土製品を製造するものをいう。
2186	鉱物・土石粉碎等処理業	雲母、粘土、長石、カオリン、ざくろ石、軽石、石英、ベントナイト等の土石、岩石、鉱物の粉碎、磨砕その他の処理を行うものを言う。
054	採石業、砂・砂利・玉石採取業	岩石の採石及び砂、砂利、玉石等の採取を行うものを言う。
174	舗装材料製造業	アスファルト及びタールの舗装用混合物並びに舗装用ブロックを製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 焼成炉（*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものに限る。）
けつ岩、フライアッシュ等の原材料を焼き固め人工骨材を作るためのロータリーキルン等の施設をいう。
- (2) アスファルトプラント（*2 骨材乾燥炉を含む。）
乾燥させた骨材と加熱、溶融されたアスファルトを均一に混合し、舗装用アスファルト混合物を製造する施設をいい、骨材の乾燥炉も含まれる。
- (3) コンベア施設（*3 ベルトの幅が75センチメートル以上であるもの（密閉式のものを除く。）及びバケットの内容積が0.03立方メートル以上であるもの（密閉式のものを除く。）に限る。）
- (4) 破碎施設（*4 乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。）

原石を砕き、碎石等を作るためのクラッシャー等の施設をいう。

- (5) 磨砕施設（*4 上記(4)の限定に同じ。）

小石を摩擦し、砂等を作るためのミル等の施設を言う。

- (6) 分別施設（*4 上記(4)の限定に同じ。）

碎石、砂等を粒経の大きさごとに分別、分級するための施設をいい、例えば、トロンメル、分級機、ふるい等の施設がある。

- (7) 石材切断施設（*5 原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。）

大理石等の原石をカッター等で板状等に切断する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 焼成炉(*1)	○				○
(2) アスファルトプラント(*2)	○	○	○		○
(3) コンベア施設(*3)		○			○
(4) 破碎施設(*4)		○			○
(5) 磨砕施設(*4)		○		○	○
(6) 分別施設(*4)		○		○	○
(7) 石材切断施設(*5)		○		○	○

これらの施設では、化学物質として、研磨剤、焼結体原料、洗浄剤、剥離剤、顔料、着色剤等が使用されることがある。

30 セメント又はセメント製品の製造の作業

セメント又はセメント製品の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかをを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
2 1 2	セメント・同製品製造業	
2 1 2 1	セメント製造業	ポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメント、フライアッシュセメントなどを製造するものをいう。
2 1 2 2		
2 1 2 3	生コンクリート製造業	生コンクリートを製造するものをいう。
	コンクリート製品製造業	コンクリート製の管、柱、くい、ブロックなどを製造するものをいう。
2 1 2 9	その他のセメント製品製造業	セメントモルタル製、気泡コンクリート製の板、ブロックなどの各種セメント製品を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 焼成炉

石灰、粘土、珪石等の原料を高温によって化学変化を起こし、水硬性物質（セメントクリンカー）にする施設をいい、例えば、ロータリーキルンとシャフトキルンがある。

(2) コンベア施設（*1 ベルトの幅が75センチメートル以上であるもの（密閉式のものを除く。）及びバケットの内容積が0.03立方メートル以上であるもの（密閉式のものを除く。）に限る。）

鉱物又は土石を移送、運搬するときに用いるベルトコンベア及びバケットコンベアをいう。

(3) 破碎施設（*2 原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。）

塊状の石灰石、粘土、珪石等の原料又は焼成炉から得られたセメントクリンカー（塊状）を破碎する施設をいう。

(4) 磨砕施設（*3 上記(3)の限定に同じ。）

破碎施設から得られたものを粉体にする施設をいう。

(5) コンクリートプラント

セメントと骨材等を水を加えて混練し、生コンクリートを製造するバッチャープラントをいう。

(6) 成形施設

生コンクリートから、ポール、パイル、ヒューム管等のコンクリート製品を成形するための施設をいう。

(7) 抄造（しょうぞう）施設（*3 特定排水施設に限る。）

パルプセメント板等を製造するため、原料スラリーを網で連続ろ過し原料フィルムを成形する施設をいう。

- (8) 水養生施設(*4 蒸気養生施設を含み、特定排水施設に限る。)

生コンクリートを成形したものを、水中で養生するための水槽及び蒸気で養生するための施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 焼成炉	○				○
(2) コンベア施設(*1)		○			○
(3) 破碎施設(*2)		○			○
(4) 磨砕施設(*2)		○			○
(5) コンクリートプラント		○		○	○
(6) 成形施設				○	○
(7) 抄造（しょうぞう）施設(*3)				○	○
(8) 水養生施設(*4)				○	

これらの施設では、化学物質として、研磨剤、着色剤等が使用されることがある。

31 ガラス又はガラス製品の製造の作業

ガラス又はガラス製品の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

I 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
2 1 1	ガラス・同製品製造業	
2 1 1 1	板ガラス製造業	普通板ガラス、変り板ガラス、フロートガラス、磨き板ガラス、すりガラス、合わせガラス、強化ガラスなどを製造するものをいう。
2 1 1 2	板ガラス加工業	他から受け入れられた板ガラスからすりガラス、合わせガラス、強化ガラス、曲げガラス、鏡などを製造するものをいう。
2 1 1 3	ガラス製加工素材製造業	加工用素材としてのガラス製品であるガラスの粉、粒、塊、棒、管などを製造するものをいう。
2 1 1 4	ガラス容器製造業	ガラス製の飲料容器、食料容器、調味料容器、化粧品などを製造するものをいう。
2 1 1 5	理化学用・医療用ガラス器具製造業	理化学及び医療・衛星用ガラス器具を製造するものをいう。（例：フラスコ、ビーカー、薬びん）
2 1 1 6	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	卓上用ガラス器具及びちゅう房用ガラス器具を製造するものをいう。（例：コップ、さら、はち、ソース・しょう油差し）
2 1 1 7	ガラス繊維・同製品製造業	ガラス繊維及びガラス繊維製の布、テープ、マット、フィルタなどの製品を製造するものをいう。
2 1 1 9	その他のガラス・同製品製造業	照明器具用ガラス、眼鏡用ガラス、時計用ガラス、建設用ガラスなどを製造するものをいう。
2 7 5	光学機械器具・レンズ製造業	
2 7 5 1	顕微鏡・望遠鏡等製造業	顕微鏡、望遠鏡、双眼鏡、オペラグラス等を製造するものをいう。
2 7 5 2	写真機・映画用機械・同附属品製造業	写真機、映画用機械及び附属品を製造するものをいう。
2 7 5 3	光学機械用レンズ・プリズム製造業	光学機械用レンズ及びプリズムの製造加工を行うものをいう。
3 2 9 7	眼鏡製造業（枠を含む）	眼鏡レンズの研磨を行うもの及び眼鏡枠、又は完成した眼鏡を製造するものをいう。

II 指定施設の説明

- (1) 溶融炉（*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限る。）
珪砂、炭酸ソーダ等の原料を溶融し、ガラス質にする施設をいう。
- (2) 保温炉（*2 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるものに限る。）
溶融炉から成形したガラスを徐々に冷却する施設をいう。
- (3) 洗浄施設（*3 特定排水施設に限る。）
原料中の不純物を除去するための洗浄施設をいう。
- (4) 処理施設（*4 酸によるものに限る。）
板ガラス等をふっ酸で処理する施設をいう。
- (5) 樹脂吹き付け塗布施設
ガラス繊維製品の成形工程において、ガラス繊維にフェノール樹脂を吹き付け塗布する施設をいう。
- (6) 破碎施設（*5 原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。）
ガラス原料を破碎するための施設をいう。
- (7) 磨砕施設（*5 上記(6)の限定に同じ。）
破碎した原料を粉状にする施設をいう。
- (8) 二酸化珪（けい）素蒸着成長施設
気化した四塩化珪（けい）素を酸水素炎で酸化し、生成した二酸化珪（けい）素を母材のガラス面に蒸着成長させるものをいう。

III 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 溶融炉(*1)	○				○
(2) 保温炉(*2)	○				○
(3) 洗浄炉 (*3)				○	
(4) 処理施設(*4)	○			○	
(5) 樹脂吹き付け塗布施設	○	○	○	○	
(6) 破碎施設(*5)		○			○
(7) 磨砕施設(*5)		○			○
(8) 二酸化珪（けい）素蒸着成長施設	○	○			

これらの施設では、化学物質として、研磨剤、焼結体原料、ガラス添加剤、洗浄剤、剥離剤、釉薬（ゆうやく）、顔料、着色剤等が使用されることがある。

32 陶磁器の製造の作業

陶磁器の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

I 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
2 1 4	陶磁器・同関連製品製造業	
2 1 4 1	衛生陶器製造業	硬質、半硬質の衛生陶器、配管用取付品及び付属品を製造するものをいう。 (例：浴槽、洗面手洗器、便器)
2 1 4 2	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	食卓用、ちゅう房用の陶磁器を製造するものをいう。 (例：食器、ちゅう房器具、土なべ)
2 1 4 3	陶磁器製置物製造業	陶磁器製置物、花びん、ランプ等を製造するものをいう。
2 1 4 4	電気用陶磁器製造業	がい子、がい管、電気用特殊磁器などの電気用磁器を製造するものをいう。
2 1 4 5	理化学用・工業用陶磁器製造業	理化学及び工業用陶磁器（電気用を除く）を製造するものをいう。
2 1 4 6	陶磁器製タイル製造業	床タイル、壁タイルなどの陶磁器製タイルを製造するものをいう。
2 1 4 7	陶磁器絵付業	陶磁器に絵付けなどの装飾加工を行うものをいう。
2 1 4 8	陶磁器用はい(杯)土製造業	陶磁器用材料に用いる各種の原土の精製及び配合を行うものをいう。
2 1 4 9	その他の陶磁器・同関連製品製造業	その他、庭園用品、植木鉢、水かめなどを製造するものいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 焼成炉（*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限る。）
陶土等を成形し、そのまま又はうわ薬を塗って焼き、素焼き又は本焼きを行う施設をいう。
- (2) 処理施設（*2 酸によるものに限る。）
原料中に含まれる不純物を除去するため、酸により処理する施設及び仕上げの際の酸処理を行う施設をいう。
- (3) 破碎施設（*3 乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。）
原料を所要の大きさに砕くための施設をいい、例えば、クラッシャー等がある。
- (4) 磨砕施設（*3 上記(3)の限定に同じ。）
破碎した原料を粉状にする施設をいう。

(5) 湿式分別施設（*4 特定排水施設に限る。）

原料を水を使いながら分別、分級するための施設をいい、例えば、トロンメル、ふるい、クラシファイアー、サイクロン、水桶等がある。

(6) 脱水施設（*4 特定排水施設に限る。）

原料から水分を除くための施設をいい、例えば、フィルター、フィルタープレスがある。

(7) 成形施設（*4 特定排水施設に限る。）

圧縮等により成形する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 焼成炉(*1)	○				○
(2) 処理施設(*2)	○			○	
(3) 破碎施設(*3)		○		○	○
(4) 磨砕施設(*3)		○		○	○
(5) 湿式分別施設(*4)				○	
(6) 脱水施設(*4)				○	
(7) 成形施設(*4)				○	

これらの施設では、化学物質として、研磨剤、焼結体原料、洗浄剤、剥離剤、粘薬（ゆうやく）、顔料、着色剤等が使用されることがある。

33 炭素又は黒鉛製品の製造の作業

炭素又は黒鉛製品の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 天然黒鉛の精製、混合は含まれるが、人造黒鉛の製造は、19の「17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業」項の対象となるものである。

Ⅰ 業種等対照表 (代表的な業種の例)

産業分類番号	業 種 等	内 容
216	炭素・黒鉛製品製造業	
2161	炭素質電極製造業	炭素質電極を製造するものをいう。 (例：炭素電極、黒鉛電極)
2169	その他の炭素・黒鉛製品製造業	炭素棒、電気機械用黒鉛ブラシ、特殊炭素製品、黒鉛るつぼ、精製黒鉛などを製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 焼成炉 (*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。)
炭素粉等を成形し、焼成、黒鉛化する施設をいう。
- (2) 破碎施設 (*2 原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)
原料を所要の大きさに砕く施設をいい、例えば、クラッシャー等がある。
- (3) 分別施設 (*2 上記(2)の限定に同じ。)
原料を粒径の大きさごとに分別、分級する施設をいい、例えば、トロンメル、分級機、ふるい等の施設がある。
- (4) 混練施設
黒鉛、ピッチ等を混合し、練り合わせる施設をいう。
- (5) 成形施設
混合した原料を圧縮等により一定の形にする施設をいう。
- (6) 仕上げ加工施設
電極等に穴をあけ、切削(せっさく)等の加工をする施設をいう。
- (7) 冷却施設 (*3 特定排水施設に限る。)
成形したものを冷却する水槽等の施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 焼成炉(*1)	○	○			○
(2) 破碎施設(*2)		○			○
(3) 分別施設(*2)		○			○
(4) 混練施設	○	○	○		
(5) 成形施設		○		○	
(6) 仕上げ加工施設		○			
(7) 冷却施設(*3)				○	

これらの施設では、化学物質として、研磨剤、焼結体原料、洗浄剤、剥離剤、顔料、着色剤等が使用されることがある。

34 29から33までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業

窯業製品又は土石製品の製造の作業（29から33までに掲げる作業を除く。）のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

（注）29から33までに掲げる窯業製品又は土石製品の製造の作業以外のものを網羅的にとらえる趣旨である。

なお、けいそう土製品の製造は、29の「骨材又は石工品の製造又は加工の作業」の項の、また、セメント製かわら又はコンクリート管の製造は、30の「セメント又はセメント製品の製造の作業」の項の対象となるものである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
2 1	窯業・土石製品製造業	
2 1 3	建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）	
2 1 3 1	粘土かわら製造業	粘土製の棟飾りを含む粘土製屋根かわらを製造するものをいう。
2 1 3 2	普通れんが製造業	建築用れんが、築炉用外張りれんがを製造するものをいう。ただし、耐火れんがは除く。
2 1 3 9	その他の建設用粘土製品製造業	その他の土木・建築用粘土製品を製造するものをいう。（例：テラコッタ、陶管、土管、ストーブライニング用品、煙突）
2 1 5	耐火物製造業	
2 1 5 1	耐火れんが製造業	耐火れんが、耐火断熱れんがを製造するものをいう。
2 1 5 9	その他の耐火物製造業	人造耐火材その他の耐火物を製造するものをいう。
2 1 7	研磨材・同製品製造業	
2 1 7 1	研磨材製造業	天然研磨材及び人造研削材を製造するものをいう。
2 1 7 2	研削と石製造業	人造研削材で研削と石を製造するものをいう。
2 1 7 3	研磨布紙製造業	天然又は人造の研磨材で研磨布紙を製造するものをいう。
2 1 7 9	その他の研磨材・同製品製造業	その他の研磨材・同製品を製造するものをいう。
2 1 9	その他の窯業・土石製品製造業	
2 1 9 1	ロックウール・同製品製造業	ロックウール（岩綿、鉱さい綿）及び保湿、断熱、耐火、吸音などに用いられる岩綿、鉱さい綿製品を製造するものをいう。

2 1 9 2	石こう（膏）製品製造業	焼石こう、石こうプラスタ、石こうボード、その他の石こう製品及び石こうを主要材料とする製品を製造するものをいう。
2 1 9 3	石灰製造業	石灰石、ドロマイト、貝殻等から生石灰、消石灰、焼成ドロマイト等を製造するものをいう。
2 1 9 9	他に分類されない窯業・土石製品製造業	他に分類されない窯業・土石製品に製造するものをいう。（例：ほうろう引き（ガラスライニング加工も含む）をしたちゅう房用品、衛生用品、化学用品、タンク類、七宝製品、人造宝石類、白墨、うわ（釉）薬、気硬性セメント）

II 指定施設の説明

- (1) 焼成炉（*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限る。）
原料又は一定形状に成形したものを焼成する施設をいう。
- (2) 破碎施設（*2 乾式のものにあつては、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。）
原料等を所要の大きさに砕くための施設をいい、例えば、クラッシャー等がある。
- (3) 磨砕施設（*2 上記(2)の限定に同じ。）
磨砕した原料を粉状にするための施設をいう。
- (4) 分別施設（*2 上記(2)の限定に同じ。）
原料を粒径の大きさごとに分別、分級するための施設をいい、例えば、トロンメル、ふるい、分級施設等がある。
- (5) 成形施設
圧縮等により一定の形に成形するための施設をいう。
- (6) 脱水施設（*3 特定排水施設に限る。）
粘土等原料中の水分を除くための施設をいい、例えば、フィルター、フィルタープレス等がある。
- (7) 混合施設（*4 有機質砂壁材の製造の作業に用いられるもので、特定排水施設に限る。）
合成樹脂エマルジョンに、骨材、顔料等を加えかく拌、混合する施設をいう。
- (8) 処理施設（*5 酸又はアルカリによるものに限る。）
原料中の不純物を除去又は製品の処理のために、酸又はアルカリによる処理を行う施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 焼成炉(*1)	○				○
(2) 破碎施設(*2)		○		○	○
(3) 磨砕施設(*2)		○		○	○
(4) 分別施設(*2)		○		○	○
(5) 成形施設				○	○
(6) 脱水施設(*3)				○	
(7) 混合施設(*4)				○	
(8) 処理施設(*5)	○			○	

これらの施設では、化学物質として、研磨剤、焼結体原料、洗浄剤、剥離剤、顔料、着色剤等が使用されることがある。

35 飼料又は有機質肥料の製造の作業

動植物性飼料又は有機質肥料の製造の作業（農業又は漁業を営む者（同居人を含む。）がその業に関して取得した物を加工する作業及びその者が消費するために加工する作業並びに51に掲げる作業のうちⅡの（8）、（21）及び（23）に掲げる施設のいずれかを用いる作業を除く。）のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

（注） なお、農家又は漁家における自家取得物の加工又は自家消費のための加工の作業は除かれるが、鶏糞乾燥施設でバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上の施設をもつものは、農家であっても63の「燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業」の項の対象となるものである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
106	飼料・有機質肥料製造業	
1061	配合飼料製造業	穀類などを原料に配合飼料を製造するものをいう。 （例：動物性たん白質混合飼料、フィッシュソリュブル吸着飼料、ドッグフード）
1062	単体飼料製造業	購入した動植物性加工副産物を原料として単体飼料を製造するものをいう。（例：魚粉飼料、羽毛粉飼料、貝殻粉飼料）
1063	有機質肥料製造業	動物性、植物性の肥料を製造するものをいう。 （例：海産肥料、骨粉肥料、魚肥、植物かす肥料、腐葉土、たい肥）

Ⅱ 指定施設の説明

（1）原料貯蔵施設

獣滓（じゅうさい）、魚腸骨（あら）、鳥滓（ちょうさい）等を貯蔵する施設をいう。

（2）原料処理施設

凍結原料を解凍する解凍槽、フェザーミル製造の際の羽毛の高圧加熱処理をする圧力釜等の施設をいう。

（3）洗浄施設

原魚等を水等により洗浄する施設をいう。

（4）湯煮施設（※1 蒸煮施設を含む。）

湯又は蒸気により煮る煮釜を含む施設をいう。

（5）圧搾施設

圧搾により魚汁、魚油と魚酢等を分離する施設をいう。

（6）濃縮施設

魚汁等を濃縮・精製する施設をいう。

- (7) 破碎施設
原料を破碎する施設をいう。
- (8) 混合施設
原料を混合する施設をいう。
- (9) 発酵施設
動植物性の残渣等から、微生物の働きにより肥料（堆肥を含む。）を製造する施設をいう。
- (10) 乾燥施設
動植物性の発酵残渣等を乾燥する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 原料貯蔵施設			○	○	
(2) 原料処理施設			○	○	
(3) 洗浄施設			○	○	
(4) 湯煮施設(*1)			○	○	
(5) 圧搾施設			○	○	
(6) 濃縮施設			○	○	
(7) 破碎施設		○	○		○
(8) 混合施設		○	○		○
(9) 発酵施設			○	○	
(10) 乾燥施設	○	○	○		○

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤、溶剤等が使用されることがある。

36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業

製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 化学繊維の製造は 1 2 の項の作業に該当するものである。

I 業種等対照表 (代表的な業種の例)

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 1	繊維工業	製糸、織物、製綿等を製造するものをいう。
1 1 1	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	
1 1 1 1	製糸業	生糸を製造するものをいう。
1 1 1 4	綿紡績業	紡績糸を製造するものをいう。
1 1 1 6	毛紡績業	紡績糸を製造するものをいう。
1 1 1 7	ねん糸製造業 (かさ高加工糸を除く)	ねん糸を製造するものをいう。
1 1 1 8	かさ高加工糸製造業	アセテート、合成繊維などの糸から、かさ高加工糸 (伸縮加工糸などを含む) を製造する事業所をいう。
1 1 2	織物業	亜麻の製織など織物を製造するものをいう。
1 1 3	ニット生地製造業	ニット生地を製造するものをいう。
1 1 4	染色整理業	綿状繊維、糸、織物、レース、繊維雑品などに精練、漂白、染色及び整理仕上げ、その他の処理を行うものをいう。
1 1 5	綱・網・レース・繊維粗製品製造業	綿糸、合成繊維糸等で漁網及び漁網以外の網地、羊毛の洗上、化炭、紡績くずの反毛、プレスフェルト、油布、不織布、上塗り織物、防水した織物などを製造するものをいう。
1 1 8	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	毛皮製のコート、ジャケット、えり巻、チョッキ、靴下などを製造するものをいう。
1 1 9	その他の繊維製品製造業	布団、じゅうたん、タオル、脱脂綿、ほう帯、ガーゼなどを製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 製綿機（*1 原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。）
原綿から綿を作る施設をいう。
- (2) 打綿機（*1 原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。）
古綿から再生綿を作る施設をいう。
- (3) 動力撚（ねん）糸機（*1 原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。）
原糸から一定の太さの糸に撚り合わせる施設をいい、例えば、イタリー式、マップツイスター、合糸機等がある。
- (4) 動力織機（*1 原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。）
綿糸、絹糸、毛糸等を用いて織布を製造する施設をいい、力織機等がある。
- (5) 動力編み機（*1 原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。）
セットされた針を用いて、たて糸、横糸を屈曲させながら糸の輪を連続してメリヤス地等を編む施設をいい、例えば、メリヤス織機、靴下織機等がある。
- (6) 原料処理施設（*2 特定排水施設に限る。）
原料を浸漬（しんせき）、煮沸する施設をいう。
- (7) 精練施設（*2 特定排水施設に限る。）
天然繊維中に含まれる不純物や紡績、織布工程中に付着した油を除去する工程でか性ソーダ、ソーダ灰及び助剤として界面活性剤を使用し、煮沸蒸解を行う精練機等の施設をいう。
- (8) シルケット機（*2 特定排水施設に限る。）
綿織物及び綿混紡織物に綿様の光沢を与え、また、染着力を高めると同時に組織の安定を得るための施設をいう。
- (9) 漂白施設（*2 特定排水施設に限る。）
繊維中の色素を漂白剤により脱色する施設をいう。
- (10) 薬液浸透施設
織物に樹脂加工を行う施設及び澱ぷん粉合成糊剤を用い仕上げを行う施設をいう。
- (11) 洗浄施設（*2 特定排水施設に限る。）
のりぬき、羊毛、獣毛の洗毛、化炭等を行う施設をいう。
- (12) 副蚕（ふくさん）処理施設（*2 特定排水施設に限る。）
生糸を繰り終わった後のまゆ層部を熱湯に浸漬（しんせき）し、鉄櫛（くし）で削り、蛹（さなぎ）とビスを分離するための施設をいう。
- (13) 染色施設（*2 特定排水施設に限る。）
浸染（しんせん）及び捺染（なっせん）の施設をいい、捺染は図柄を印捺（いんなつ）する工程、染料を固着する工程及び染着する工程を含む。
- (14) まゆ湯煮施設
原まゆを湯煮する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 製綿機(*1)		○			○
(2) 打綿機(*1)		○			○
(3) 動力撚（ねん）糸機(*1)					○
(4) 動力織機(*1)					○
(5) 動力編み機(*1)					○
(6) 原料処理施設(*2)				○	
(7) 精練施設(*2)				○	
(8) シルケット機(*2)				○	
(9) 漂白施設(*2)				○	
(10) 薬液浸透施設	○			○	
(11) 洗浄施設(*2)				○	
(12) 副蚕（ふくさん）処理施設(*2)				○	
(13) 染色施設(*2)				○	
(14) まゆ湯煮施設	○			○	

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤、溶剤、繊維処理剤、脱臭剤、脱水剤、染料、乾燥剤、繊維染み抜き剤等が使用されることがある。

37 皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業

皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	
201	なめし革製造業	皮のなめし、調整、仕上げを行うものをいう。
202	工業用革製品製造業 (手袋を除く)	工業用革製品を製造するものをいう。 (例：ベルト、パッキン、ガasket)
203	革製履物用材料・同附属品製造業	革製履物の底、かかと、その他の革製履物材料、靴革ひも等を製造するものをいう。
204	革製履物製造業	全部又は一部がなめし革の長靴、短靴、サンダル、スリッパ、草履などの履物を製造するものをいう。
205	革製手袋製造業	革製手袋を製造するものをいう。
206	かばん製造業	携帯用かばんを製造するものをいう。
207	袋物製造業	身の回り用袋物を製造するものをいう。
208	毛皮製造業	毛皮のなめし、調整、縫合、染色、仕上げ等を行うものをいう。
209	その他のなめし革製品製造業	馬具などを製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 水づけ軟化施設

原皮を水づけすることにより、水溶性蛋白質を除去し、また、原皮を柔らかくする施設をいう。

(2) 洗浄施設

原皮の水洗槽、石灰づけ後の石灰水洗除去施設、なめし後の水洗槽等をいう。

(3) 石灰づけ施設

原皮を石灰に浸漬（しんせき）し、付着している肉類を除去する施設をいう。

(4) なめし施設

薬品（タンニン、重クロム酸等）に浸漬（しんせき）し、皮を柔らかくする施設をいう。

(5) 染色施設（*1 特定排水施設に限る。）

革の製造用の中和、染色施設（漂白を含む）及び加脂ドラム並びに毛皮の製造に用いる染色ドラムをいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 水づけ軟化施設			○	○	
(2) 洗浄施設			○	○	
(3) 石灰づけ施設			○	○	
(4) なめし施設			○	○	
(5) 染色施設(*1)				○	

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤、皮革加工剤、溶剤、染料等が使用されることがある。

38 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業

木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 建築業者が行う建築材料のいわゆる切り組み作業等も、使用する機械の種類、規模等のいかんによっては、対象とされることとなる。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 2	木材・木製品製造業（家具を除く）	丸太を原料として板、角材等を製造するものをいう。
1 2 2	造作材・合板・建築用組立材料製造業	造作材、合板及び建築用組立材料を製造するものをいう。
1 2 3	木製容器製造業（竹、とうを含む）	木製の容器を製造するものをいう。
1 2 9	その他の木製品製造業（竹、とうを含む）	木材の薬品処理及び靴型、コルク製品等を製造するものをいう。
1 3 1	家具製造業	家庭及び事務所で普通に使われる家具を製造するものをいう。
1 3 2	宗教用具製造業	貴金属製、陶磁器製及び漆器製以外のもので宗教用具を製造するものをいう。
1 3 3	建具製造業	障子、ふすまなどを製造するものをいう。
1 3 9	その他の家具・装備品製造業	陳列棚、事務所用間仕切り等を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) バーカー

原木の樹皮をはがす施設をいう。

(2) チッパー（*1 原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。）

樹皮をはがした木材を、高速で回転する刃により小削片に裁断する施設をいう。

(3) 現像施設（*2 特定排水施設に限る。）

木目等を写真撮影したフィルムの自動現像施設をいう。

(4) はり合せ施設

木目等を印刷したもの、木材の薄切片、小片、単板等を接着剤によりはり合せて板材料等とする施設をいう。

(5) 碎木施設

木材を小片に碎く施設をいう。

(6) 湯煮施設（*3 蒸煮施設を含み、特定排水施設に限る。）

木材の薄片を削り取るため、湯又は蒸気により加熱軟化させる釜(缶)をいう。

(7) パネル打ち抜き用プレス機

テレビ、ステレオ等のパネルに所要の大きさの穴をあけ、切断等を行う施設をいう。

- (8) 動力のこぎり盤（*1 上記(2)の限定に同じ。）
木材を動力により切断する施設をいう。
- (9) 動力かんな盤（*1 上記(2)の限定に同じ。）
木材の表面を動力により削り、平滑する施設をいう。
- (10) 薬液浸透施設（*2 特定排水施設に限る。）
木材を防腐、防虫等処理する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) バーカー		○		○	○
(2) チッパー(*1)		○			○
(3) 現像施設(*2)				○	
(4) はり合せ施設	○		○	○	
(5) 碎木施設		○		○	○
(6) 湯煮施設(*3)				○	
(7) パネル打ち抜き用プレス機					○
(8) 動力のこぎり盤(*1)		○			○
(9) 動力かんな盤(*1)		○			○
(10) 薬液浸透施設(*2)	○		○	○	

これらの施設では、化学物質として、防腐剤、脱臭剤、消毒剤、接着剤、塗料、溶剤、乾燥剤、ペイント剥離剤が使用されることがある。

39 パルプ、紙又は紙工品の製造の作業

パルプ、紙又は紙工品の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

なお、本作業のうちには、古紙を原料とする場合も含まれるものである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 4 1	パルプ製造業	パルプを製造するものをいう。
1 4 2	紙製造業	紙を製造するものをいう。
1 4 3	加工紙製造業	紙を油、プラスチック等で塗装、浸透又は積層加工した加工紙、段ボール、壁紙等を製造するものをいう。
1 4 4	紙製品製造業	事務用、学用、日用等の紙製品を製造するものをいう。
1 4 5	紙製容器製造業	セメント袋、手提げ袋、段ボール箱、紙製コップ等を製造するものをいう。
1 4 9	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	木材パルプからセロファン、木材などから繊維板等を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 原料処理施設（*1 特定排水施設に限る。）

原木中に含まれるリグニン等の不要成分を溶解し除去するために浸漬（しんせき）する施設をいい、古紙離解施設（パルパー等）を含む。

(2) バーカー

原木の樹皮をはがす施設をいう。

(3) 蒸解施設

原木の小片を薬液と蒸気とによって処理し、不要分を溶解させ、セルロースを得る施設をいう。

(4) 蒸解廃液濃縮施設

蒸解により得られた蒸解液をパルプと液体に分離し、この液体を蒸発により濃縮する施設をいう。

(5) 洗浄施設（*1 特定排水施設に限る。）

木材チップに付着する泥等を水槽又は加圧放水装置で洗浄する施設及び蒸解後のパルプを洗浄する施設をいい、例えば、デフュージョンウォッシャー、ドラムウォッシャー、ドレイナー、スクリュープレス、ディスクプレス等がある。

(6) 漂白施設（*1 特定排水施設に限る。）

蒸解を終えた繊維を日光、薬品（さらし粉、ハイドロサルファイトなど）等により脱色する施設をいう。

(7) 動力のこぎり盤（*2 原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。）

原木を動力により切断する施設をいう。

(8) 碎木施設

回転する円形磨砕用砥石に剥皮した木材を押しつけてすりつぶす施設で、グラインダーをいう。

- (9) チッパー（*2 原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。）
樹皮をはがした木材を高速で回転する刃により小削片に裁断する施設をいう。
- (10) 抄紙施設（*3 抄造（しょうぞう）施設を含む。）
水に分散した繊維を網の上へ供給し、水分を分離させ紙をすく施設をいう。
- (11) セロファン製膜施設（*1 特定排水施設に限る。）
パルプをか性ソーダ液に浸漬（しんせき）したのち、圧搾、粉碎、熟成、脱泡等の処理を行い、硫酸を加えて凝固させ、膜を造る施設をいう。
- (12) 湿式繊維板成型施設
原料を小削片にし、繊維を解離、抄造（しょうぞう）、加熱成型する施設の総体をいう。
- (13) コルゲートマシン
段ボールの波形芯材を造る施設をいう。
- (14) はり合せ施設
接着剤によりはり合せる施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 原料処理施設(*1)				○	
(2) バーカー		○		○	○
(3) 蒸解施設	○		○	○	
(4) 蒸解廃液濃縮施設			○	○	
(5) 洗浄施設(*1)				○	
(6) 漂白施設(*1)				○	
(7) 動力のこぎり盤(*2)		○			○
(8) 碎木施設		○		○	○
(9) チッパー(*2)		○			○
(10) 抄紙施設(*3)				○	○
(11) セロファン製膜施設(*1)				○	
(12) 湿式繊維板成型施設	○			○	
(13) コルゲートマシン					○
(14) はり合せ施設	○		○	○	

これらの施設では、化学物質として、接着剤、溶剤、染料、紙力増強剤等が使用されることがある。

40 畜産食料品又は水産食料品の製造の作業

畜産食料品又は水産食料品の製造の作業うちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) マーガリンの製造は46の項の、と畜場は57の項の作業に該当するものである。

Ⅰ 業種等対照表 (代表的な業種の例)

産業分類番号	業 種 等	内 容
091	畜産食料品製造業	
0911	部分肉・冷凍肉製造業	部分肉・冷凍肉を製造するものをいう。
0912	肉加工製品製造業	ソーセージ、ハム、ベーコン等の肉製品(缶詰、瓶詰等を含む。)を製造するものをいう。
0913	処理牛乳・乳飲料製造業	牛乳などを製造するものをいう。
0914	乳製品製造業(処理牛乳・乳飲料を除く)	バター、チーズ、アイスクリーム等を製造するものをいう。
0919	その他の畜産食料品製造業	他に分類されない畜産食料品を製造するものをいう。 (例：食鳥処理加工、はちみつ処理加工)
092	水産食料品製造業	
0921	水産缶詰・瓶詰製造業	魚介類、海藻類を原料として水産缶詰・瓶詰を製造するものをいう。
0922	海藻加工業	海藻を原料として海藻加工品(寒天を含む)を製造するものをいう。
0923	水産練製品製造業	かまぼこ、焼ちくわ、揚げかまぼこ等の水産練製品及び魚介類を原料として魚肉ハム、ソーセージを製造するものをいう。
0925	冷凍水産物製造業	水産物を原料として凍結設備を使用して冷凍品を製造するものをいう。 (例：冷凍魚介類、冷凍すり身)
0926	冷凍水産食品製造業	水産物を原料として前処理(洗浄、内臓の除去等)を施し、冷凍水産食品を製造するものをいう。
0929	その他の水産食料品製造業	他に分類されない水産食料品を製造するものをいう。 (例：生すり身、つくだ煮、味りん干、塩辛)

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 直火炉(*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものに限る。)

直接火により加熱する施設をいう。

- (2) 動力のこぎり盤(*2 原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。)

冷凍マグロ等を切断する施設をいう。

- (3) 原料処理施設（*3 小規模排水施設を除く。）
原料の浸漬（しんせき）、脱血、解凍、脱毛、脱皮を行う施設をいい、例えば、解凍槽、塩漬槽、水洗機、放血機、魚体処理機等がある。
- (4) 洗浄施設（*4 容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。）
原料、瓶等を洗浄する施設をいい、例えば、水づけ装置、水晒（すいさい）タンク、魚肉洗浄機、洗瓶機、洗缶機、自動洗浄機（C I P）等がある。
- (5) 湯煮施設（*5 蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。）
原料、粗加工品を湯煮又は蒸煮により加熱処理する施設をいう。
- (6) 発酵施設（*3 小規模排水施設を除く。）
微生物の作用により、糖類を分解し、乳酸を生成する施設をいう。
- (7) 分離施設（*3 小規模排水施設を除く。）
脱水、脱汁等を行う施設をいい、例えば、遠心分離機、圧搾機、ろ過機等がある。

III 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 直火炉(*1)	○		○		○※
(2) 動力のこぎり盤(*2)			○		○
(3) 原料処理施設(*3)			○	○	
(4) 洗浄施設(*4)			○	○	
(5) 湯煮施設(*5)			○	○	
(6) 発酵施設(*3)			○	○	
(7) 分離施設(*3)			○	○	

これらの施設では、化学物質として、消毒剤、防腐剤、殺菌剤、溶剤、洗浄剤、乾燥剤、漂白剤、抽出剤、香料、果実エッセンス等が使用されることがある。

※ 一般的に振動発生の蓋然性は低い。

41 農産保存食料品の製造の作業

農産保存食料品の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
093	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	
0931	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）	果実及び野菜を原料として保存食料品を製造するものをいう。
0932	野菜漬物製造業（缶詰・瓶詰・つぼ詰を除く）	野菜及び果実を原料として漬物を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 直火炉（*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるものに限る。）

直接火により加熱する施設をいう。

- (2) 原料処理施設（*2 小規模排水施設を除く。）

果実の剥皮、身割、除核等を行う施設をいい、剥皮機、身割機、りん片除去機、酸又はアルカリによる肉果皮分解除去施設、湯剥施設がある。

- (3) 洗浄施設（*3 容器洗浄を含み、小規模排水施設を除く。）

原料に付着する土砂、農薬、微生物等を水洗除去（噴射水によるものを含む。）する施設をいい、例えば、洗浄槽、洗浄機及び塩蔵原料の脱塩、脱臭を行うための洗浄槽、洗浄機、回転ワッシャー等がある。

- (4) 湯煮施設（*4 蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。）

原料の剥皮を容易にするための湯通し、原料の酸化酵素の破壊等のための湯煮を行う施設をいう。

- (5) 圧搾施設（*2 小規模排水施設を除く。）

原料を脱水又は搾汁する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音振動
(1) 直火炉(*1)	○		○		○
(2) 原料処理施設(*2)			○	○	

(3) 洗淨施設(*3)			○	○	
(4) 湯煮施設(*4)			○	○	
(5) 圧搾施設(*2)			○	○	

これらの施設では、化学物質として、消毒剤、防腐剤、殺菌剤、溶剤、洗淨剤、乾燥剤、漂白剤、抽出剤、香料、果実エッセンス等が使用されることがある。

42 調味料の製造の作業

調味料の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
094	調味料製造業	
0941	味そ製造業	味そを製造するものをいう。
0942	しょう油・食用アミノ酸製造業	しょう油及び食用アミノ酸を製造するものをいう。
0944	ソース製造業	ソース類を製造するものをいう。 (例：トマトソース、トマトケチャップ、マヨネーズ)
0945	食酢製造業	食酢を製造するものをいう。
0949	その他の調味料製造業	香辛料、カレー粉、七味とうがらし、こしょう、濃縮そば汁、うま味調味料、グルタミン酸ナトリウムなどを製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 直火炉（*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるものに限る。）
直接火により加熱する施設をいう。
- (2) 原料処理施設（*2 小規模排水施設を除く。）
原料の剥皮、身割、除核等を行う施設及びトマトケチャップ、トマトピューレ、トマトペースト製造における裏ごし（パルパー、フィニッシャー）をする施設をいう。
- (3) 洗浄施設（*3 容器洗浄を含み、小規模排水施設を除く。）
原料等を洗浄するための施設をいい、例えば、洗浄槽、洗米機、洗びん機、洗卵機がある。
- (4) 湯煮施設（*4 蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。）
原料等を湯煮又は蒸煮により加熱処理する施設をいう。
- (5) 濃縮施設（*2 小規模排水施設を除く。）
加熱、減圧等により濃縮する施設をいい、例えば、濃縮釜、真空濃縮機等がある。
- (6) 精製施設（*2 小規模排水施設を除く。）
不純物を除去するために、活性炭、活性白土、イオン交換樹脂等で精製する施設をいう。
- (7) 抽出施設（*2 小規模排水施設を除く。）
原料等に含まれる混合成分から特定の成分を溶媒により抽出する施設をいう。
- (8) ろ過施設（*2 小規模排水施設を除く。）
固体と液体とに分離する圧搾、ろ過施設をいう。
- (9) 混合施設（*2 小規模排水施設を除く。）
原料等を混練又は調合する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 直火炉(*1)	○		○		○
(2) 原料処理施設(*2)			○	○	
(3) 洗浄施設(*3)			○	○	
(4) 湯煮施設(*4)			○	○	
(5) 濃縮施設(*2)			○	○	
(6) 精製施設(*2)			○	○	
(7) 抽出施設(*2)			○	○	
(8) ろ過施設(*2)			○	○	
(9) 混合施設(*2)			○	○	

これらの施設では、化学物質として、消毒剤、防腐剤、殺菌剤、溶剤、洗浄剤、乾燥剤、漂白剤、抽出剤、香料、果実エッセンス等が使用されることがある。

43 糖類の製造の作業

糖類の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
095	糖類製造業	
0951	砂糖製造業（砂糖精製業を除く）	国内産の甘味資源作物を原料として、砂糖を製造するものをいう。 （例：甘しゅ糖、てん菜糖）
0952	砂糖精製業	主として購入した粗糖を精製して砂糖を精製するものをいう。 （例：砂糖、氷砂糖、角砂糖、糖みつ）
0953	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	ぶどう糖・水あめ・異性化糖を製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 原料処理施設（*1 特定排水施設に限る。）
糖液浸出施設をいう。
- (2) 洗浄施設（*2 流送施設を含み、特定排水施設に限る。）
原料てん菜貯溜槽からてん菜洗浄機まで水で流送する施設及びてん菜洗浄施設をいう。
- (3) 分離施設（*1 特定排水施設に限る。）
原料を石灰処理後、固体と液体に分離する施設で、ろ過機をいう。
- (4) 精製施設（*1 特定排水施設に限る。）
イオン交換樹脂、活性炭、骨炭等により精製を行う施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 原料処理施設(*1)			○	○	
(2) 洗浄施設(*2)			○	○	
(3) 分離施設(*1)			○	○	
(4) 精製施設(*1)			○	○	

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤、漂白剤等が使用されることがある。

44 パン又は菓子の製造の作業

パン又は菓子の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
097	パン・菓子製造業	
0971	パン製造業	食パン、菓子パンなどのパン類を製造するもの。
0972	生菓子製造業	ケーキ、ドーナツ、パイなどの洋生菓子及びようかん、まんじゅうなどの和菓子を製造するものをいう。
0973	ビスケット類・干菓子製造業	ビスケット、クラッカーなどを製造するものをいう。
0974	米菓製造業	米を原料とし、あられ、せんべいなどを製造するものをいう。
0979	その他のパン・菓子製造業	キャンデー及びチョコレート、油菓（ドーナツを除く。）、砂糖づけなどを製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 直火炉（*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるものに限る。）
パン、菓子を焼くための施設をいう。
- (2) 洗浄施設（*2 小規模排水施設を除く。）
原料又は器具を洗浄する施設をいう。
- (3) 混合施設（*2 小規模排水施設を除く。）
原料を混練する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 直火炉(*1)	○		○		○
(2) 洗浄施設(*2)			○	○	
(3) 混合施設(*2)			○	○	

これらの施設では、化学物質として、防腐剤、殺菌剤、洗浄剤、漂白剤、香料、果実エッセンス等が使用されることがある。

45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業

酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。
ただし、1日あたりの排水の量が20立方メートル未満である事業所を除く。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
101	清涼飲料製造業	
1011	清涼飲料製造業	アルコールを含まない飲料で、サイダー、ラムネ、炭酸水、ジュース、シロップなどの清涼飲料及び嗜好飲料を製造するものをいう。
102	酒類製造業	
1021	果実酒製造業	ぶどう、りんごなどの果実から果実酒を製造するものをいう。
1022	ビール類製造業	ビール及び発泡酒などを製造するものをいう。
1023	清酒製造業	清酒を製造するものをいう。
1024	蒸留酒・混成酒製造業	蒸留酒により飲料用アルコール又は焼酎などを製造し、又はこれらを原料とし、他の原料と併用して混成酒を製造するものをいう。 (例：焼酎、ウイスキー、ブランデー、合成清酒、味りん、白酒、リキュール、薬味酒)

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 原料処理施設

蒸留酒製造業における原料糖みつの清澄（せいちょう）施設及び果実の剥皮、身割、除核等を行う剥皮機、身割機、酸又はアルカリによる果皮分解施設、湯剥施設装置をいう。

(2) 洗浄施設（*1 容器洗浄施設を含む。）

原料に付着している土砂、農薬、微生物等を洗浄する施設及び洗びん施設をいう。

(3) 湯煮施設（*2 蒸煮施設を含む。）

原料等を湯煮又は蒸煮により加熱処理する施設をいう。

(4) 搾汁施設

圧力を与え、液体をしぼり出す施設をいう。

(5) ろ過施設

固体と液体とに分離する圧搾、ろ過する施設をいう。

(6) 発酵施設

微生物の作用により糖類を分解し、アルコールを生成させる施設をいう。

(7) 蒸留施設

生成物を常圧又は減圧下において加熱し、各成分に分ける施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 原料処理施設			○	○	
(2) 洗浄施設(*1)			○	○	
(3) 湯煮施設(*2)			○	○	
(4) 搾汁施設			○	○	
(5) ろ過施設			○	○	
(6) 発酵施設			○	○	
(7) 蒸留施設			○	○	

これらの施設では、化学物質として、消毒剤、防腐剤、殺菌剤、溶剤、洗浄剤、香料、果実エッセンス等が使用されることがある。

46 動植物油脂の製造の作業

動植物油脂の製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 動物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造するものは7の項の作業に該当するものである。

I 業種等対照表 (代表的な業種の例)

産業分類番号	業 種 等	内 容
098	動植物油脂製造業	
0981	動植物油脂製造業 (食用油脂加工業を除く)	圧搾、抽出により大豆油、菜種油、米油、綿実油、あまに油、ひまし油などの植物油及びその副産物の油かすを製造するものをいう。 また、圧搾、抽出により動物油及びその副産物としてミールを製造するもの並びに動物の油脂、骨、肉からグリース、タローを製造するものをいう。
0982	食用油脂加工業	購入した動植物油脂をさらに加工してマーガリン、ショートニング、ラードなどを製造するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 焙 (ばい) せん施設 (*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるものに限る。)

香ばしさを出すために加熱する施設をいう。
- (2) 抽出施設

原料等に含まれる油分を溶媒により抽出する施設をいう。
- (3) 湯煮施設 (*2 蒸煮施設を含む。)

原料等を湯煮又は蒸煮により加熱処理する施設をいう。
- (4) 原料処理施設

原料の剥皮、解体、精選等を行う施設をいう。
- (5) 洗浄施設

動植物油脂脱酸のためのアルカリ処理後、油脂を温湯で洗浄する施設をいう。
- (6) 圧搾施設

原料を圧搾する施設をいう。
- (7) 分離施設

原料圧搾後の油分を分離する施設をいう。例えば、遠心分離機、静置分離機等がある。
- (8) 精製施設

脱ガム、脱色、脱臭等を行う施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 焙（ばい）せん施設(*1)	○		○		○
(2) 抽出施設			○	○	
(3) 湯煮施設(*2)			○	○	
(4) 原料処理施設			○	○	
(5) 洗浄施設			○	○	
(6) 圧搾施設			○	○	
(7) 分離施設			○	○	
(8) 精製施設			○	○	

これらの施設では、化学物質として、消毒剤、溶剤、洗浄剤、抽出剤等が使用されることがある。

47 精穀又は製粉の作業

精穀又は製粉の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
096	精穀・製粉業	
0961	精米・精麦業	米穀のとう精(搗精)、大麦、裸麦の精穀を行うものをいう。
0962	小麦粉製造業	小麦粉を製造するものをいう。
0969	その他精穀・製粉業	穀粉(小麦粉を除く。)を製造するものをいう。 (例：米粉、大豆粉、そば粉)

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 精米機（*1 原動機の定格出力が15キロワット以上であるものに限る。）
米穀の精米を行う施設をいう。
- (2) 精麦機（*1 上記(1)の限定に同じ。）
大麦、裸麦の精麦を行う施設をいう。
- (3) 精粉機（*2 原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。）
原料をすりつぶし、粉末にする施設をいう。
- (4) 洗浄施設（*3 特定排水施設に限る。）
原料を加温、加湿、冷却等の処理を行う前に洗浄する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 精米機(*1)		○			○
(2) 精麦機(*1)		○			○
(3) 精粉機(*2)		○			○
(4) 洗浄施設(*3)				○	

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤等が使用されることがある。

48 40から47までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業

食料品の製造の作業（40から47までに掲げる作業を除く。）のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

（注）本項は、40から47までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業を網羅的に拾い上げる趣旨のものである。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
099	その他の食料品製造業	
0991	でんぷん製造業	甘しょ、馬鈴しょ、穀類からでんぷんを製造するものをいう。
0992	めん類製造業	うどん、そうめん、そば、マカロニ、即席めん類、中華めん等を製造するものをいう。
0993	豆腐・油揚げ製造業	大豆を原料として、豆腐、油揚げ又はしみ豆腐を製造するものをいう。
0994	あん類製造業	小豆、その他の豆を主原料として生あん、練あん、乾燥あんを製造するものをいう。
0995	冷凍調理食品製造業	野菜、水産物及び食肉を原料として、かつ、凍結設備を使用して急速凍結を行って冷凍調理食品を製造するものをいう。
0996	そう(惣)菜製造業	野菜、水産物、穀物、食肉等を原料とした煮物、焼物、揚げ物、蒸し物、酢の物、あえ物等の料理品を製造するものをいう。
0999	他に分類されない食料品製造業	ふくらし粉、イースト、きのこ種菌及びその他の酵母剤、こうじ、種こうじ、麦芽いり豆、こんにゃく、甘酒、納豆、煮豆、レトルト食品、弁当、サンドイッチの製造及びバナナの熟成加工を行うものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 直火炉（*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものに限る。）

直接火により加熱する施設をいう。

- (2) 焙（ばい）せん施設（*1 上記(1)の限定に同じ。）

香ばしさを出すために加熱する施設をいう。

- (3) 原料処理施設（*2 小規模排水施設を除く。）

イースト製造業における原料糖みつをろ過して不純物を除去するための連続糖みつ清澄機、コンスターチ製造業における亜硫酸浸漬（しんせき）槽、ぶどう糖又は水あめ製造業における原料でん粉精製施設等の原料処理施設をいう。

- (4) 洗浄施設（*3 容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。）
原料等を水等により洗浄する施設をいい、例えば、洗浄槽、洗浄機、洗米機、洗びん機がある。
- (5) 湯煮施設（*4 蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。）
原料等を湯煮又は蒸煮により加熱処理する施設をいう。
- (6) 発酵施設（*5 培養施設を含み、小規模排水施設を除く。）
酵素の作用により有機物を分解させる施設をいう。
- (7) 抽出施設（*2 小規模排水施設を除く。）
原料等に含まれる混合成分から特定の成分を得るために溶媒により抽出する施設をいう。
- (8) 分離施設（*2 小規模排水施設を除く。）
固体と液体とを分離する施設をいい、例えば、ろ過機、遠心分離機、真空ろ過機、脱汁機、篩別機、洗浄濃縮機等がある。
- (9) 精製施設（*2 小規模排水施設を除く。）
脱色、脱臭等を行う施設をいい、例えば、イオン交換樹脂塔等がある。
- (10) 調理施設（*2 小規模排水施設を除く。）
野菜、水産物、食肉を裁断、練り合せ、味付け等を行う施設をいう。
- (11) 渋だめ（*2 小規模排水施設を除く。）
でんぷん乳をたん白汁とでんぷん汁に分離した後の濃厚汁液を貯蓄する施設をいう。
- (12) 磨砕施設（*6 原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。）
焙せんしたコーヒー豆等を粉砕する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 直火炉(*1)	○		○		○
(2) 焙（ばい）せん施設(*1)	○		○		○
(3) 原料処理施設(*2)			○	○	
(4) 洗浄施設(*3)			○	○	
(5) 湯煮施設(*4)			○	○	
(6) 発酵施設(*5)			○	○	
(7) 抽出施設(*2)			○	○	
(8) 分離施設(*2)			○	○	○
(9) 精製施設(*2)			○	○	
(10) 調理施設(*2)			○	○	
(11) 渋だめ(*2)			○	○	
(12) 磨砕施設(*6)		○	○		○

これらの施設では、化学物質として、消毒剤、防腐剤、殺菌剤、溶剤、洗浄剤、乾燥剤、漂白剤、抽出剤、香料、果実エッセンス等が使用されることがある。

49 発電の作業

発電作業（非常用の発電の作業を除く。）のうちⅡに掲げる施設のいずれかをを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

発電所（３３１）（卸供給事業として、電気事業者以外を含む。）のほか、自家発電として一般の事業所においても行われる。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) ガスタービン

圧縮機で圧縮した空気に燃料を混合して燃焼し、タービンを回転させる形式の原動機。圧縮機、燃焼器、タービンで構成される。

(2) ディーゼルエンジン（*1 燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるものに限る。）

軽油又は重油を燃料とし、圧縮着火によって運転する往復運動型内燃機関をいう。

(3) ガスエンジン（*2 燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上であるものに限る。）

ガスを燃料とする内燃機関をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) ガスタービン	○				○
(2) ディーゼルエンジン(*1)	○				○
(3) ガスエンジン(*2)	○				○

50 ガスの製造の作業

石炭ガス、水性ガス又は油性ガスの製造の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
3 4	ガス業	一般の需要に応じ導管によりガスを供給するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) ガス発生炉

水性ガスの発生炉は、コークス、ナフサ、L P G等に水蒸気を反応させて水素と一酸化炭素を発生させる施設をいう。

油ガスの発生炉は、重油、ナフサ、L P G等を原料とし、熱分解又は接触分解により水素と一酸化炭素を含んだガスを発生させる施設をいう。

(2) 加熱炉

水性ガスの熱量増加を図るため、油をスプレーさせる炉等をいう。

(3) コークス炉

石炭の乾留により、石炭ガスを発生させる施設をいう。

(4) 分離施設（*1 タール又はガスに係るもので、特定排水施設に限る。）

コークス炉及びガス発生炉から発生した粗製ガス中のタール及びガス液を分離する施設をいう。

(5) ガス冷却洗浄施設（*2 脱硫化水素施設を含み、特定排水施設に限る。）

粗製ガス中の硫化水素等の不用分を冷却及び洗浄により除去する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) ガス発生炉	○				○
(2) 加熱炉	○				○
(3) コークス炉	○	○	○		○
(4) 分離施設(*1)				○	
(5) ガス冷却洗浄施設(*2)				○	

51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業

次の(1)、(2)又は(3)の作業をいう。

- (1) 金属、合成樹脂、ゴム、木材（伐採及び木の枝を含む。）、油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）その他の資源の再生の作業のうちⅡの(1)から(14)まで及び(17)から(24)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業
- (2) 廃棄物の処理の作業のうちⅡの(1)から(16)まで及び(20)から(24)に掲げる施設のいずれかを用いる作業
- (3) (2)の作業以外の廃棄物の処理のために設けられた事業場（埋立処分場を除く。）において行われる作業（53に掲げる作業を除く。）のうちⅡの(17)から(19)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業

(注) 本作業は、製造業に属する工場をはじめとして、事務所、住宅団地等広範に行われる。

(参考) (15)及び(16)の作業は「資源の再生」の作業としては該当しないことから(1)項から除外している。

また、(17)から(19)までに掲げる施設は、通常排水処理の一工程として普遍的に用いられていることから(2)項から除外している。しかし、(3)項のとおり、廃棄物の処理のために設けられた事業場においては、(17)から(19)まで掲げる施設が、それぞれ専用の施設として設置されることがある。

I 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
1 7 9	その他の石油製品・石炭製品製造業	廃油を再生して潤滑油、グリース以外の油を製造するものをいう。
5 3 6	再生資源卸売業	
5 3 6 1	空瓶・空缶等空容器卸売業	空瓶、空缶、空袋、空箱等の空容器であって、再び容器として使用できるものを集荷、選別して卸売するものをいう。
5 3 6 2	鉄スクラップ卸売業	鉄スクラップを集荷、選別して卸売するものをいう。
5 3 6 3	非鉄金属スクラップ卸売業	非鉄金属スクラップを集荷、選別して卸売するものをいう。
5 3 6 4	古紙卸売業	製紙原料用古紙及びその他の古紙を集荷、選別して卸売するものをいう。
5 3 6 9	その他の再生資源卸売業	繊維ウエイト、カレット（ガラスくず）、くずゴム及び他に分類されない再生資源を集荷、選別して卸売するものをいう。
8 8 1	一般廃棄物処理業	
8 8 1 2	し尿処分業	収集されたし尿を処分するものをいう。

8 8 1 6	ごみ処分業	収集運搬されたごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物（し尿を除く）を処分するものをいう。
8 8 2	産業廃棄物処理業	
8 8 2 2	産業廃棄物処分業	収集された事業活動に伴って生じた廃棄物（専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物を除く。）を処分するものをいう。
8 8 2 4	特別管理産業廃棄物処分業	特別管理産業廃棄物を処分するものをいう。
8 8 9	その他の廃棄物処理業	
8 8 9 1	死亡獣畜取扱業	死んだ獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するものをいう。
8 8 9 9	他に分類されない廃棄物処理業	他に分類されない廃棄物の処理を行うものをいう。
8 9 0	自動車整備業	
8 9 1 1	自動車一般整備業	自動車の整備修理を総合的に行うものをいう。
8 9 1 9	その他の自動車整備業	自動車の車体や電装品、タイヤ等の部分品の整備修理、自動車エンジンの再生、自動車の清掃などを行うものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 金属回収焼却炉

アルミニウム箔、切削（せつさく）片、含銀スラッジ等を焼却して金属を回収する施設をいう。

(2) 金属溶解炉（*1 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限る。）

金属回収焼却炉によって回収した金属をインゴットにするため溶解する施設をいう。

(3) 洗浄施設（*2 特定排水施設に限る。）

ドラム缶等の容器を水、酸又はアルカリ等で洗浄する施設をいう。

(4) 白土処理施設（*2 特定排水施設に限る。）

廃油・廃溶剤等中の不純物を白土により吸着させ処理する施設をいう。

(5) 蒸留施設

廃油・廃溶剤等中の不要含有成分を蒸留により分離する施設をいう。

(6) 動力プレス機（*3 加圧能力が 98 キロニュートンを超えるものに限る。）

金属、プラスチック、紙等を動力を用いプレス処理する施設をいう。

(7) せん断機（*4 原動機の定格出力が 1 キロワット以上であるものに限る。）

金属、プラスチック、紙等を動力を用いせん断する施設をいう。

(8) 破碎施設（*5 原動機の定格出力が 7.5 キロワット（合成樹脂破碎施設にあつては、0.75 キロワット）以上であるものに限る。）

プラスチック等を砕くための施設をいう。

(9) 磨砕施設（*6 原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。）

- 磨砕力を用い、金属、プラスチック等を微粉末状にする施設をいう。
- (10) 動力のこぎり盤（*7 原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるものに限る。）
廃木材、廃プラスチック等を切断するための施設を言う。
- (11) 金属回収溶解槽（*2 特定排水施設に限る。）
酸、アルカリ、溶剤等を使って付着物やきょう雑物を溶解、除去し、有用な金属を回収する施設をいう。
- (12) 分別施設（*6 原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。）
複数の組成からなる物質を動力を用いて分別する施設をいう。
- (13) 熔融施設
固体物質を高温で熔融したのち冷却して固化する施設をいう。
- (14) 熱分解施設（*8 乾留施設を含む。）
空気を遮断したまま固体物質に高温を加えて熱分解する施設をいう。
- (15) 廃棄物焼却炉（*9 火床面積が0.5平方メートル以上であるもの、焼却能力が1時間当たり50キログラム以上であるもの及び一次燃焼室(燃焼室が一の廃棄物焼却炉にあっては、当該燃焼室)の容積が0.8立方メートル以上であるものに限る。）
一般廃棄物及び産業廃棄物（固体及び液体状のもの。）を焼却処理するための施設をいう。
このため、愛玩動物の供養を目的とする俗にいうペット焼却炉は含まれない。
- (16) し尿処理施設（*10 建築基準法施行令第32条第1項の表中の規定に基づく処理対象人員の算定方法(昭和44年建設省告示第3184号)により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
し尿を処理するための沈殿槽、曝気槽等の施設をいう。
- (17) 中和施設（*2 特定排水施設に限る。）
廃酸等の処理のための中和施設をいう。
- (18) 分離施設（*2 特定排水施設に限る。）
廃油、廃溶剤の処理のための油水分離等の施設をいう。
- (19) 固化施設（*2 特定排水施設に限る。）
有害物質等を含有したスラッジ等をセメント等で固化するための施設をいう。
- (20) コンベア施設（*11 ベルトの幅が75センチメートル以上であるもの（密閉式のものを除く。）及びバケットの内容積が0.03立方メートル以上であるもの（密閉式のものを除く。）に限る。）
廃棄物又は破砕したものを移送、運搬するときに用いるベルトコンベア及びバケットコンベアをいう。
- (21) 乾燥施設
破砕した可燃ゴミ等を乾燥する施設をいう。
- (22) 圧縮成形施設
破砕・乾燥した可燃ゴミ等に消石灰等を加え、圧縮成形する施設をいう。
- (23) 発酵施設
破砕・乾燥された動植物性の残渣等を好気性下で発酵する施設をいう。
- (24) メタン発酵施設
破砕された動植物性の残渣等を嫌気性下で発酵し、メタンを生成させる施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 金属回収焼却炉	○		○		○
(2) 金属溶解炉(*1)	○		○		○
(3) 容器洗浄施設(*2)			○	○	
(4) 白土処理施設(*2)			○	○	
(5) 蒸留施設	○		○	○	
(6) 動力プレス機(*3)			○		○
(7) せん断機(*4)			○		○
(8) 破砕施設(*5)		○	○		○
(9) 磨砕施設(*6)		○	○		○
(10) 動力のこぎり盤(*7)		○			○
(11) 金属回収溶解槽(*2)			○	○	
(12) 分別施設(*6)		○	○		○
(13) 熔融施設	○		○		○
(14) 熱分解施設(*8)	○		○		○
(15) 廃棄物焼却炉(*9)	○		○	○	○
(16) し尿処理施設(*10)			○	○	
(17) 中和施設(*2)			○	○	
(18) 分離施設(*2)			○	○	
(19) 固化施設(*2)			○	○	
(20) コンベア施設(*11)		○	○		○
(21) 乾燥施設	○	○	○		○
(22) 圧縮成形施設			○		○
(23) 発酵施設	○		○	○	
(24) メタン発酵施設	○		○	○	

51の2 汚染土壌の処理の作業

汚染された土地が含まれる一連の敷地内から搬出された汚染土壌の処理の作業のうち、Ⅱに掲げる施設のうちのいずれかを用いる作業（法許可汚染土壌処理施設を用いる作業を除く。）をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
2 1 2	セメント・同製品製造業	
2 1 2 1	セメント製造業	ポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメント、フライアッシュセメントなどを製造するものをいう。
8 8 2	産業廃棄物処理業	
8 8 2 2	産業廃棄物処分業	収集運搬された事業活動に伴って生じた廃棄物（専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物を除く）を処分するものをいう。
8 8 2 4	特別管理産業廃棄物処分業	特別管理産業廃棄物の処分を行うものをいう。
8 8 9	その他の廃棄物処理業	
8 8 9 9	他に分類されない廃棄物処理業	他に分類されない廃棄物の処理を行うものをいう。
9 2 9	他に分類されない事業サービス業	
9 2 9 9	他に分類されないその他の事業サービス業	他に分類されないその他の事業サービス業を提供するものをいう。
9 5 9	他に分類されないサービス業	
9 5 9 9	他に分類されないサービス業	他に分類されないサービス業を提供するものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

汚染された土地が含まれる一連の敷地内から搬出された汚染土壌の処理の作業に用いられる次の施設（土壌汚染対策法に基づく許可を受けた汚染土壌処理施設を除く。）

(1) 浄化等処理施設

汚染土壌について浄化（汚染土壌に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を条例第58条第2項の規則で定める基準に適合させることをいう。）、溶融（汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、条例第58条第2項の規則で定める基準に適合させることをいう。）又は不溶化（薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。）を行うための施設（(2)に該当するもの

を除く。)

(2) セメント製造施設

汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設

(3) 分別等処理施設

汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 浄化等処理施設	○	○	○	○	○
(2) セメント製造施設	○	○	○	○	○
(3) 分別等処理施設	○	○	○	○	○

※作業工程と公害等の発生要因については、施設の構造や処理方法により大きく異なる。各指定施設の内容は、土壤汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設である浄化等処理施設、セメント製造施設及び分別等処理施設と同様であるため、「汚染土壌の処理業に関するガイドライン改訂第4版」（平成31年3月環境省水・大気環境局土壤環境課）を参照すること。

52 下水道水の最終的な処理の作業

終末処理場（下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）における下水道水最終的な処理の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表

下水道業（363）、即ち汚水、雨水流通の目的で布設する排水管、その他の排水路及び付属装置等により土地の清潔を保持するための事業を行うもののうち、下水道法に規定する終末処理を行うものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

（1）終末処理施設（*1 下水道法第2条第6号に規定する施設に限る。）

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
（1）終末処理施設（*1）			○	○	

53 汚水又は廃液の処理の作業

2以上の事業所から排出される汚水又は廃液の共同処理の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 必ずしも場所的に独立した処理場が設けられる必要はなく、例えば、2個の事業所のいずれか一方の内部に処理場を設け、それを利用して共同処理する場合の作業等も対象となるものである。

(この場合は、処理場を設けた事業所における指定作業となるものである。)

また、ローリー等で搬入して処理するもの及び浄化槽の範ちゅうに属するものは、51の「資源の再生又は廃棄物の処理の作業」の項が適用される。

I 業種等対照表

不特定である。

II 指定施設の説明

- (1) 処理施設 (*1 2以上の事業所から排出される汚水又は廃液を共同で処理するものに限る。)
汚水又は廃液を共同で処理するための沈殿槽及び曝気槽等の総体の施設をいう。

III 指定施設の公害等の発生要因 (例)

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 処理施設 (*1)			○	○	

54 廃ガスの燃焼又は分解の作業

廃ガスの燃料又は分解の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業（51に掲げる作業のうち当該右欄の(15)に掲げる施設を用いる作業、51の2に掲げる作業のうち当該右欄の(1)に掲げる施設を用いる作業及び法許可浄化等処理施設に係るものを除く。）をいう。

Ⅰ 業種等対照表

製造業等の工場、し尿処理場、廃棄物処理場等で行われる。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 廃ガス燃焼装置（*1 補助燃料を使用する廃ガス燃焼施設であって、当該補助燃料用のバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものに限る。）

廃ガス中の悪臭、有害ガスの除去のため、補助燃料の使用等により廃ガスを燃焼させる装置をいう。

- (2) フロン分解処理施設（*2 クロロフルオロカーボン又はハイドロクロロフルオロカーボンを処理するものに限る。）

ガス状又は液体状のフロンを、燃焼法、化学分解法等により無害なものに処理する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 廃ガス燃焼装置(*1)	○				○
(2) フロン分解処理施設(*2)	○			○	

55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業

車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
8 9 1	自動車整備業	
8 9 1 1	自動車一般整備業	自動車の整備修理を総合的に行うものをいう。
8 9 1 9	その他の自動車整備業	自動車の車体や電装品、タイヤ等の部分品の整備修理、自動車エンジンの再生、自動車の清掃などを行うものをいう。
9 0 1	機械修理業（電気機械器具を除く）	
9 0 1 1	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）	一般機械の修理を行うものをいう。
9 0 1 2	建設・鉱山機械整備業	建設機械及び鉱山機械の整備修理を行うものをいう。
9 0 2	電気機械器具修理業	
9 0 2 1	電気機械器具修理業	電気機械器具の修理を行うものをいう。
9 0 9	その他の修理業	
9 0 9 4	かじ業	注文で手工鍛造、その他のかじ業を行うものをいう。
6 0 5	燃料小売業	
6 0 5 1	ガソリンスタンド	計量器付の給油ポンプを備え、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガスを小売するものをいう。
4 2	鉄道業	鉄道、軌道、索道により旅客、貨物の運送を行うものをいう。
4 3	道路旅客運送業	自動車等によって旅客運送を行うものをいう。
4 4	道路貨物運送業	自動車等によって貨物の運送を行うものをいう。
4 5	水運業	船舶により旅客、貨物の運送を行うものをいう。
4 6	航空運輸業	航空機により旅客、貨物の運送を行うものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 熱処理施設（*1 金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限る。）を含む。）

金属材料を所要の温度に加熱し、冷却速度を加減して所要の組織、性質を与えるために行う焼入れ、焼戻し、焼なましを行う施設及び表面硬化処理を行う施設をいい、金属加熱炉も含まれる。

- (2) 鍛造（たんぞう）施設（*1 上記(1)の限定に同じ。）
加熱された鋼塊（こうかい）、棒等をハンマー、プレス等で鍛工加工する施設をいい、金属加熱炉も含まれる。
- (3) 動力プレス機（*2 加圧能力が98キロニュートンを超えるものに限る。）
金属その他の素材を動力を用い、加圧により、曲げ、折り、打抜等をする施設をいい、例えば、機械プレス、液圧プレス、プレスブレーキ等がある。
- (4) せん断機（*3 原動機の定格出力が1キロワット以上であるものに限る。）
金属その他の素材を動力を用いせん断する施設をいう。
- (5) ロール式ベンディングマシン（*4 原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるものに限る。）
ロールにより金属その他の素材を折り、曲げる施設をいう。
- (6) 動力のこぎり盤（*5 原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。）
金属、木材、プラスチック等を動力を用い切断するための施設をいう。
- (7) 動力かんな盤（*6 原動機の定格出力が0.75キロワット以上であるものに限る。）
木材の表面を動力を用いて削り、平滑にする施設をいう。
- (8) コンテナ洗浄施設（*7 コンテナに関する通関条約第1条又は国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約第1条に規定するコンテナの洗浄に係るもので、特定排水施設に限る。）
- (9) 自動式車両洗浄施設（*8 小規模排水施設を除く。）
洗浄ブラシが自動となっているもの、又はスプレー式の自動式車両洗浄施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 熱処理施設(*1)	○			○	○
(2) 鍛造（たんぞう）施設(*1)	○				○
(3) 動力プレス機(*2)					○
(4) せん断機(*3)					○
(5) ロール式ベンディングマシン(*4)					○
(6) 動力のこぎり盤(*5)		○			○
(7) 動力かんな盤(*6)		○			○
(8) コンテナ洗浄施設(*7)				○	
(9) 自動式車両洗浄施設(*8)				○	○

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤、溶剤等が使用されることがある。

56 皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業

皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

(注) 洗浄の対象物品としては「皮革製品」、「人造皮革製品」又は「繊維製品」のいずれかに限るものである。

水洗式クリーニング施設を用いる作業については、業種による限定があり、他の業種に属する者の行う作業は該当しない。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

産業分類番号	業 種 等	内 容
7 8 1	洗濯業	
7 8 1 1	普通洗濯業	衣服その他の繊維製品及び皮革製品を原型のまま洗濯するものをいう。 (例：クリーニング業、ランドリー業)
7 8 1 3	リネンサプライ業	繊維製品を洗濯し、これを使用させるために貸与し、その使用後回収して洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返して行うものをいう。 (例：貸おしぼり業、貸ぞうきん業)
7 8 9 9	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービス又は心身のリラックス並びにリフレッシュを促進するためのサービスを提供するものをいう。 (例：コインランドリー業、寝具消毒・乾燥業)

Ⅱ 指定施設の説明

(1) ドライクリーニング施設（*1 テトラクロロエチレンを用いるものに限る。）

テトラクロロエチレンを用いるクリーニング施設をいう。

(2) 水洗式クリーニング施設（*2 日本標準産業分類表に定める普通洗濯業又はリネンサプライ業に係るもので、小規模排水施設を除く。）

洗剤を用いる水洗式クリーニング施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) ドライクリーニング施設(*1)	○		○	○	○
(2) 水洗式クリーニング施設(*2)				○	○

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤、溶剤等が使用されることがある。

57 と畜又は死亡獣畜処理の作業

と畜場(と畜場法(昭和28年法律第114号)第3条第2項に規定すると畜場をいう。))における獣畜の解体の作業又は死亡獣畜取扱場(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。))における死亡獣畜処理の解体の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表(代表的な業種の例)

産業分類番号	業 種 等	内 容
8 8 9	その他の廃棄物処理業	
8 8 9 1	死亡獣畜取扱業	死んだ獣畜を解体し、埋却又は焼却を行うものをいう。
9 5 2	と畜場	
9 5 2 1	と畜場	食用に供する目的で獣畜をと殺又は解体するために設けられた施設をいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 解体施設

死亡獣畜を解体するための施設(作業場所)をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因(例)

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 解体施設			○	○	

58 写真の現象又は図面等の複写の作業

写真の現象又は図面等の複写の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

本作業に属する典型的な業種としては、写真業（7 4 6）、映画・ビデオ製作業（4 1 1 1）・映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業（4 1 1 4）、複写業（9 2 1 2）、医療業（8 3）、保健衛生（8 4）、新聞業（4 1 3）、出版業（4 1 4）、印刷業（1 5 1）及び製版業（1 5 2）があるが、その他の業種においても広範にみられる。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 自動式フィルム現像洗浄施設(*1 現像液を排出するもので、特定排水施設に限る。)

写真フィルムの現像及び洗浄施設であり、現像及び洗浄の操作並びに処理液の補充が自動式となっているものをいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 自動式フィルム現像洗浄施設(*1)				○	

59 科学技術に関する研究、試験又は検査の作業

科学技術(人文科学に係るものを除く。)に関する研究、試験又は検査の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表(代表的な業種の例)

産業分類番号	業 種 等	内 容
7 1 1	自然科学研究所	
7 1 1 1	理学研究所	地震研究所、有機合成化学研究所、気象研究所のような理学研究所をいう。
7 1 1 2	工学研究所	工業技術試験所、物質・材料研究機構、産業技術総合研究所のような工学研究所をいう。
7 1 1 3	農学研究所	農業、林業、漁業に関する研究所、試験所をいう。
7 1 1 4	医学・薬学研究所	医学、薬学に関する試験所、研究所をいう。
7 4 4	商品・非破壊検査業	
7 4 4 1	商品検査業	各種商品の検査、検定、品質管理を行うものをいう。
7 4 5	計量証明業	
7 4 5 2	環境計量証明業	委託を受けて、環境の状態に関し、大気・水質の濃度、放射能等を計量し、その結果の証明を行うものをいう。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 洗浄施設

機械、器具、検体等の洗浄を行う施設をいい、例えば、写真フィルム現像洗浄施設、ドラフト、流し等の施設がある。

(2) 熱処理施設 (*1 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。))を含む。)

金属材料を所要の温度に加熱し、冷却速度を加減して所要の組織、性質を与えるために行う焼入れ、焼戻し、焼なましを行う施設及び表面硬化処理を行う施設をいい、金属加熱炉も含まれる。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因(例)

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 洗浄施設	○			○	

(2) 熱処理施設(*1)	○			○	○
---------------	---	--	--	---	---

これらの施設では、化学物質として、洗浄剤、抽出剤、消毒剤、麻酔剤、有機合成原料、血液防腐剤、溶剤、乾燥剤、変性剤、脱水剤、不凍剤、医薬品原料等が使用されることがある。

60 印刷、製版又は印刷物の加工の作業

印刷、製版又は印刷物の加工の作業のうちⅡに掲げる施設のいずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表（代表的な業種の例）

本作業に属する典型的な業種としては、新聞業（４１３）、出版業（４１４）、印刷業（１５１）、製版業（１５２）、印刷関連サービス業（１５９）があるが、その他の業種においても広範にみられる。

Ⅱ 指定施設の説明

- （１）動力印刷機（*1 規格Ｂ３版以下のもの及び事務用機械を除く。）

動力を用いる凸版、凹版、スクリーン、金属印刷、輪転機等の印刷機をいう。

- （２）製版用現像洗浄施設（*2 特定排水施設に限る。）

線画凸版、原色版、写真平版等の写真製版用の自動式現像洗浄施設で現像と洗浄が一体となったものをいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
（１）動力印刷機（*1）	○		○		○
（２）製版用現像洗浄施設（*2）				○	

61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業

燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業のうちⅡに掲げる施設いずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表

あらゆる業種に広範に見られる。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) ボイラー (*1 電気ボイラー及び廃熱ボイラー以外のもので、伝熱面積（規格 B 8201又は B 8203に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。）が10平方メートル以上であるもの及びバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるものに限る。)

燃料等の燃焼によって発生する熱を熱源として、水又はその他の熱媒体を加熱し、蒸気、温水等をつくるもの(燃料等の燃焼によって発生する熱を利用する熱風ボイラー(温風発生施設)及びサウナブロ用に供する加熱器(通称エア・ボイラー)を含む。)をいう。



伝熱面積が10平方メートル以上である施設か、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上である施設のどちらか一方でも該当すれば61(1)ボイラーに該当する。

- (2) 冷暖房施設 (*2 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるものに限る。)

冷媒を用いて冷暖房の用に供する冷温水発生機（吸収式冷温水発生器）をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) ボイラー (*1)	○			○	○※ア
(2) 冷暖房施設(*2)	○				○※イ

※ア 一般的に振動発生の一蓋然性は低い。また、小型貫流ボイラーについては、一般的に騒音・振動発生の一蓋然性は低い。

※イ 一般的に振動発生の一蓋然性は低い。

62 動力を用いて行う物の塗装の作業

動力を用いて行う物の塗装の作業のうちⅡに掲げる施設いずれかを用いる作業をいう。

(注) 本項にいう塗装とは、仕上げ加工のためのものに限らず、防錆のためのものを含むものである。

Ⅰ 業種等対照表

金属製品塗装業(2 4 6 1)に限らず、製造業を始めとし、自動車整備業等も含め広範にみられる。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 塗装施設 (*1 吹き付け塗装施設にあっては、原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。)

動力を用いて塗装を行う施設をいう。例えば、シャワーコーター、カーテンコーター、ディッピング塗装施設、粉体静電塗装施設、吹き付け塗装施設がある。

なお、吹き付け塗装施設に係る規模要件である原動機の定格出力について、圧縮機を当該施設の他に動力用等として併用している場合などであって、圧縮機の用途別定格出力が能力仕様書等により、客観的かつ明確に区別されるものであれば、当該施設用として区分された定格出力により指定施設の該当性を判断することも可能である。

- (2) 焼付け炉 (*2 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。)

被塗物に塗付された塗膜を熱風又は電熱を利用して焼付けする施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因 (例)

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 塗装施設(*1)	○	○	○	○	
(2) 焼付け炉(*2)	○		○		○

63 燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業

燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業のうちⅡに掲げる施設いずれかを用いる作業をいう。

(注) 17の項に掲げる作業に用いる乾燥炉はすべて含まれ、それ以外のものにあつては定められた規模以上のものが対象となる。

Ⅰ 業種等対照表

製造業を始めとし、広範にみられる。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 乾燥炉 (*1 17に掲げる作業に用いる乾燥炉以外の乾燥炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。))

燃料等の燃焼によって発生する熱により物に含有する水分を乾燥除去する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因 (例)

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 乾燥炉 (*1)	○	○	○		○※

※ 一般的に振動発生は低い。

64 物の表面処理又はめっきの作業

物の表面処理又はめっきの作業のうちⅡに掲げる施設いずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表

電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）（2464）、溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）（2462）に限らず、製造業を始めとし、広範にみられる。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) 表面処理施設（*1 酸又はアルカリによるものに限る。）

金属その他の素材の表面に付着している油分、錆等を酸又はアルカリによって洗浄除去する施設、金属の表面に酸化被膜又はリン酸塩等による不溶性金属塩被膜を形成させる施設、エッチングを行う施設等をいう。

(2) 脱脂洗浄施設（*2 有機塩素系溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタンに限る。）を用いるもの及び当該有機塩素系溶剤以外の有機溶剤を用いる施設で脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が500リットル以上であるものに限る。）

(3) めっき施設（*3 真空めっきに係るものを除く。）

電気めっき、化学めっき、浸漬（しんせき）めっき等の施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 表面処理施設（*1）			○	○	
(2) 脱脂洗浄施設（*2）	○		○		
(3) めっき施設（*3）	○		○	○	

65 有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業

有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業のうちⅡに掲げる施設いずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表

製造業に広範にみられる。

Ⅱ 指定施設の説明

(1) ラミネーター機

二枚以上の紙、板紙等のはり合せ、又は紙、板紙と金属箔、プラスチックフィルム等をはり合せる施設をいう。

(2) 製膜施設

樹脂を溶剤に溶解して押しだし、又は薄く引き伸ばすことによりフィルムベースを製造する施設をいう。

(3) 自動式塗布施設

磁気テープ、磁気カード、粘着テープ(粘着シートを含む。)等の製造の前処理として有機溶剤を塗布する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注) 本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) ラミネーター機	○		○		○
(2) 製膜施設	○		○		
(3) 自動式塗布施設	○		○		○

66 鉱物又は土石の採取、移送、粉砕、選別又は加工の作業

鉱物又は土石の採取、移送、粉砕、選別又は加工の作業（29又は51の2に掲げる作業に該当するものを除く。）のうちⅡに掲げる施設いずれかを用いる作業をいう。

（注）本項の作業が29に掲げる作業において行われる場合は、重複して指定作業となることがないよう、29の項の作業の対象としている。

しかし、本項の対象は「鉱物」又は「土石」に限られるので、30の「セメント」又は「セメント製品」の項との重複は起きないものである。

Ⅰ 業種等対照表

鉱業、建設業等にみられる。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) コンベア施設（*1 ベルトの幅が75センチメートル以上であるもの（密閉式のものを除く。）及びバケットの内容積が0.03立方メートル以上であるもの（密閉式のものを除く。）に限る。）

鉱物又は土石を移送、運搬するときに用いるベルトコンベア及びバケットコンベアをいう。

- (2) 破碎施設（*2 乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。）

原料等を所要の大きさに砕く施設をいい、クラッシャー等がある。

- (3) 磨砕施設（*2 上記(2)の限定に同じ。）

破碎した原料を粉状にする施設をいう。

- (4) 分別施設（*2 上記(2)の限定に同じ。）

原料等を粒径の大きさごとに分別分級する施設をいい、例えば、トロンメル、ふるい、分級機等の施設がある。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) コンベア施設（*1）		○			○
(2) 破碎施設(*2)		○		○	○
(3) 磨砕施設(*2)		○		○	○
(4) 分別施設(*2)		○		○	○

67 金属その他の物の研磨の作業

金属その他の研磨の作業のうちⅡに掲げる施設いずれかを用いる作業をいう。

Ⅰ 業種等対照表

その他の金属表面処理業（２４６９）に限らず、製造業を始め広範にみられる。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) バフ研磨施設（*1 原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるもの（密閉式のものを除く。）に限る。）

バフを用いて金属その他の物の表面を研磨する施設をいう。

- (2) 電解式研磨施設（*2 特定排水施設に限る。）

電気分解により金属表面を研磨する施設をいう。

- (3) 湿式研磨施設

水その他の液体を使いながら、必要に応じてベンガラ、珪砂等の研磨剤により、金属、ガラス、石等の表面を研磨又は研削（けんさく）する施設をいう。なお、切削（せっさく）加工は、研磨又は研削（けんさく）とは加工方法が異なるため対象とはしていないが、複合的な加工が可能な施設も存在するため、指定施設の該当性についてはその加工方法を詳細に確認したうえで判断すること。

- (4) ブラスト（*3 密閉式のものを除く。）

製品のスケール、バリを除去するために、砂等を高速で吹き付ける施設をいう。

- (5) タンブラー

鉄製の容器に処理すべき鋳物と多角形の鉄片を入れて、鋳物の表面の清掃及び小物の中小砂落としをするための施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) バフ研磨施設（*1）		○			○※
(2) 電解式研磨施設（*2）				○	
(3) 湿式研磨施設				○	○※
(4) ブラスト（*3）		○			○※
(5) タンブラー		○			○※

※ 一般的に振動発生は低い。

68 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業

炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業のうちⅡに掲げる施設いずれかを用いる作業をいう。

(注) 施設の要領については、施設の内容積をいうものであり、その計算方法は、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第2条によるべきものである。

なお、炭化水素系物質の運搬の際の積み降ろし作業については、条例第50条が適用されるものである。

I 業種等対照表

化学工業（16）、電気業（33）、ガス業（34）、ガソリンスタンド（6051）等にみられる。

Ⅱ 指定施設の説明

- (1) 貯蔵施設（*1 原油、揮発油*、ナフサ若しくはジェット燃料（1気圧の状態において留出量が5パーセントのときの温度が100度以下の原油、揮発油、ナフサ又はジェット燃料に限る。）又は有機溶剤（単一成分でないものにあつては1気圧の状態において留出量が5パーセントのときの温度が100度以下であるもの及び単一成分であるものにあつては1気圧の状態において沸点が100度以下であるものに限る。）を貯蔵する施設で容量が1,000キロリットル以上であるものに限る。）

原油、揮発油、ナフサ、ジェット燃料又は有機溶剤を貯蔵する、いわゆるタンクをいう。

- (2) 出荷施設（*2 揮発油（1気圧の状態において留出量が5パーセントであるときの温度が100度以下であるものに限る。以下この項において同じ。）をタンク車又はタンクローリーに給油する油槽所（貯蔵施設の容量が合計で1,000キロリットル以上であるものに限る。）又は製油所に設置される出荷施設に限る。）

油槽所又は製油所に設置されているガソリン等の揮発油をタンク車又はタンクローリーに積載する施設をいう。

- (3) 給油施設（*3 自動車に揮発油を給油する施設であつて当該施設を設置する給油所の揮発油の貯蔵施設の容量が合計で30キロリットル以上であるものに限る。）

自動車に揮発油を給油するための貯蔵施設、計量器等で構成される施設。いわゆるガソリンスタンド及び自家用の給油施設をいう。

※ 本条例における揮発油の定義は「揮発油等の品質の確保に関する法律」第2条第2項で定める揮発油の定義と同義である。具体的には、ガソリン、ベンジン等である（軽油、灯油は揮発油に該当しない）。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

施 設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 貯蔵施設（*1）	○		○		
(2) 出荷施設（*2）	○		○		
(3) 給油施設（*3）	○		○		

69 1から68までに掲げる作業のほか、物の製造、加工、修理又は消毒に係 で規則で定めるもの

次の(1), (2), (3)又は(4)の作業をいう。

- (1) 鉛筆又は絵の具の製造の作業であつてⅡの(1)に掲げる施設を用いる作業
- (2) 鋳型造形の作業（有機自硬性鋳型鋳造（ちゅうぞう）法、シェルモールド鋳造（ちゅうぞう）法又はフルモールド鋳造（ちゅうぞう）法によるものに限る。）のうちⅡの(2)に掲げる施設を用いる作業
（注）金属を鋳込み（いこみ）機械器具等の製造を一貫して行うものは24から28に掲げる作業に該当する。
- (3) 火薬類の製造の作業のうちⅡの(3)に掲げる施設を用いる作業
- (4) くん蒸の作業のうちⅡの(4)に掲げる施設を用いる作業

I 業種等対照表

本作業に属する典型的な業種としては、

- (1) は、万年筆・ペン類・鉛筆製造業（3261）、
- (2) は、機械器具の製造業以外の業種、
- (3) は、火薬類製造業（1691）、煙火製造業（3291）、
- (4) は、倉庫業（47）、他に分類されないサービス業の植物防疫所（9731）等がある。

II 指定施設の説明

- (1) 混合施設（*1 特定排水施設に限る。）
鉛筆の芯又は絵の具を製造するため、材料等を混合する施設をいう。
- (2) 鋳型造形施設
生型、シェルモード、フルモード、自硬性鋳型等の鋳型を造る施設をいう。
- (3) 洗浄施設（*1 特定排水施設に限る。）
ダイナマイト、無煙火薬類等の火薬類の基剤となるニトログリセリン、ニトロセルロース、トリニトロトルエン等の硝化工程後の洗浄施設をいう。
- (4) くん蒸施設（*2 シアン化水素を用いるものに限る。）
薬剤を噴射して食料品等に付着した害虫等を駆除する施設をいう。

Ⅲ 指定施設の公害等の発生要因（例）

注）本欄の○印はあくまで一例であり、各指定施設ごとに排煙等の公害が発生する可能性が高いことを示しているものであるが、多様な指定施設をこのとおり一律に判別できるものではなく、また技術の進歩等によって変化していくものである点に注意が必要である。

設	施設に係る公害等の種類				
	排煙	粉じん	悪臭	排水	騒音 振動
(1) 混合施設(*1)			○	○	
(2) 鋳型造形施設		○	○		○
(3) 洗浄施設 (*1)				○	
(4) くん蒸施設 (*2)	○				

指定作業逆引き表

注) 設置する施設がどの指定施設に該当するかは、必ず各指定作業のページを確認し、調べるようにしてください。

指定施設	指定作業	備考
あ		
圧搾施設		
	35 飼料又は有機質肥料の製造	
	41 農産保存食料品の製造	
	46 動植物油脂の製造	
アスファルトプラント		
	29 骨材又は石工品の製造又は加工	
圧延施設		
	22 銑鉄、鋼、合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	(製管施設)
	23 非鉄金属、合金の製造、又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	
い		
鑄型造型施設		
	24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造	
	25 電気機械器具の製造	
	26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造	
	27 精密機械器具の製造	
	28 24から27以外の機械器具、武器又は金属製品の製造	
	69 1から68のほか、物の製造、加工、修理又は消毒に係る作業で規則で定めるもの	
硫黄回収施設に係る燃焼炉		
	1 石油製品の製造	
え		
塩化水素吸収施設		
	15 1から14以外の有機化学工業製品の製造	
	18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造	
	19 17、18以外の無機化学工業製品の製造	
塩析施設		
	7 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造	
か		
解体施設		
	57 と畜又は死亡獣畜処理	
化学気相成長施設		
	25 電気機械器具の製造	
型ばらし施設		
	24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造	
	25 電気機械器具の製造	
	26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造	
	27 精密機械器具の製造	
	28 24から27以外の機械器具、武器又は金属製品の製造	
煅焼炉		
	19 17、18以外の無機化学工業製品の製造	
	23 非鉄金属、合金の製造、又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	
ガスエンジン		
	49 発電	
ガスタービン		
	49 発電	
ガス発生炉		
	50 ガスの製造	
化成施設		
	25 電気機械器具の製造	
加熱炉		
	1 石油製品の製造	
	2 石油化学基礎製品の製造	
	14 コールタール製品の製造	
	22 銑鉄、鋼、合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	金属加熱炉
	23 非鉄金属、合金の製造、又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	金属加熱炉
	50 ガスの製造	
加硫施設		
	21 ゴム製品の製造	
還元施設		
	23 非鉄金属、合金の製造、又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	
乾燥施設		
	35 飼料又は有機質肥料の製造	
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	
乾燥炉		
	63 燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥	
き		
給油施設		
	68 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷	
金属回収焼却炉		
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	
金属回収溶解槽		
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	
く		
くん蒸施設		
	69 1から68のほか、物の製造、加工、修理又は消毒に係る作業で規則で定めるもの	
け		
現像施設		
	38 木材の加工又は木製品の製造、加工	

原料処理施設		
	8 医薬品の製造	動物原料処理施設
	35 飼料又は有機質肥料の製造	
	36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造又は加工	
	39 パルプ、紙又は紙工品の製造	
	40 畜産食料品又は水産食料品の製造	
	41 農産保存食料品の製造	
	42 調味料の製造	
	43 糖類の製造	
	45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造	
	46 動植物油脂の製造	
	48 40から47以外の食料品の製造	
原料貯蔵施設		
	35 飼料又は有機質肥料の製造	
こ		
固化施設		
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	
コークス炉		
	20 コークスの製造	
	50 ガスの製造	
コルゲートマシン		
	39 パルプ、紙又は紙工品の製造	
コンクリートプラント		
	30 セメント又はセメント製品の製造	
混合施設		
	3 潤滑油又はグリースの製造	
	6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造	
	7 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造	
	8 医薬品の製造	
	9 農薬の製造	
	10 香料の製造	
	11 化粧品製品の製造	
	15 1から14以外の有機化学工業製品の製造	
	19 17、18以外の無機化学工業製品の製造	
	34 29から33以外の窯業製品又は土石製品の製造	
	35 飼料又は有機質肥料の製造	
	42 調味料の製造	
	44 パン又は菓子の製造	
	69 1から68のほか、物の製造、加工、修理又は消毒に係る作業で規則で定めるもの	
コンベア施設		
	29 骨材又は石工品の製造又は加工	
	30 セメント又はセメント製品の製造	
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	
	66 鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工	
混練施設		
	13 合成樹脂製品の製造	
	21 ゴム製品の製造	
	33 炭素又は黒鉛製品の製造	
さ		
碎木施設		
	38 木材の加工又は木製品の製造、加工	
	39 パルプ、紙又は紙工品の製造	
搾汁施設		
	45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造	
し		
仕上げ加工施設		
	33 炭素又は黒鉛製品の製造	
直火炉		
	19 17、18以外の無機化学工業製品の製造	
	23 非鉄金属、合金の製造、又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	
	40 畜産食料品又は水産食料品の製造	
	41 農産保存食料品の製造	
	42 調味料の製造	
	44 パン又は菓子の製造	
	48 40から47以外の食料品の製造	
湿式研磨施設		
	67 金属その他の物の研磨	
湿式紡糸施設		
	12 化学繊維の製造	
自動式塗布施設		
	65 有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着	
渋だめ		
	48 40から47以外の食料品の製造	
充填施設		
	6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造	
	9 農薬の製造	
	10 香料の製造	
	11 化粧品製品の製造	
出荷施設		
	68 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷	
樹脂吹き付け塗布施設		
	31 ガラス又はガラス製品の製造	

蒸解施設		
	39 パルプ、紙又は紙工品の製造	
焼結炉		
	22 銑鉄、鋼、合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	
	23 非鉄金属、合金の製造、又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	
抄紙施設（抄造施設）		
	39 パルプ、紙又は紙工品の製造	
焼成炉		
	16 化学肥料の製造の作業	
	17 無機顔料の製造の作業	
	29 骨材又は石工品の製造又は加工の作業	
	30 セメント又はセメント製品の製造の作業	
	32 陶磁器の製造の作業	
	33 炭素又は黒鉛製品の製造の作業	
	34 29から33までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業	
抄造施設		
	30 セメント又はセメント製品の製造	
蒸留施設		
	1 石油製品の製造	
	2 石油化学基礎製品の製造	
	4 合成樹脂の製造	
	5 合成ゴムの製造	
	7 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造	
	8 医薬品の製造	
	9 農薬の製造	
	14 コールタール製品の製造	
	15 1から14以外の有機化学工業製品の製造	
	19 17、18以外の無機化学工業製品の製造	
	45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造	
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	
処理施設		
	21 ゴム製品の製造	ラテックス処理施設
	31 ガラス又はガラス製品の製造	
	32 陶磁器の製造	
	34 29から33以外の窯業製品又は土石製品の製造	
	36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造又は加工	副蚕処理施設
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	白土処理施設、し尿処理施設
	51の2 汚染土壌の処理	浄化等処理施設
	52 下水道水の最終的な処理	終末処理施設
	53 汚水又は廃液の処理	
	54 廃ガスの燃焼又は分解	フロン分解処理施設
	64 物の表面処理又はめっき	表面処理施設
シルケット機		
	36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造又は加工	
す		
水洗式クリーニング施設		
	56 皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄	
せ		
成形施設		
	13 合成樹脂製品の製造	
	21 ゴム製品の製造	はり合わせ成形施設
	30 セメント又はセメント製品の製造	
	32 陶磁器の製造	
	33 炭素又は黒鉛製品の製造	
	34 29から33以外の窯業製品又は土石製品の製造	
	39 パルプ、紙又は紙工品の製造	湿式繊維板成形施設
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	圧縮成形施設
製鋼用電気炉		
	22 銑鉄、鋼、合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	
精製施設		
	7 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造	
	23 非鉄金属、合金の製造、又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	水銀精製施設
	25 電気機械器具の製造	水銀精製施設
	27 精密機械器具の製造	水銀精製施設
	42 調味料の製造	
	43 糖類の製造	
	46 動植物油脂の製造	
	48 40から47以外の食料品の製造	
精米機		
	47 精穀又は製粉	
製膜施設		
	65 有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着	
製綿機		
	36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造又は加工	
製麦機		
	47 精穀又は製粉	
製粉機		
	47 精穀又は製粉	
精錬施設		
	36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造又は加工	
石灰づけ施設		
	37 皮革、人造皮革又はこれらの製品の製造	

石材切断施設		
	29 骨材又は石工品の製造又は加工	
セメント製造施設		
	51の2 汚染土壌の処理	
セロファン製膜施設		
	39 パルプ、紙又は紙工品の製造	
洗浄施設		
	1 石油製品の製造の作業	
	2 石油化学基礎製品の製造の作業	
	4 合成樹脂の製造の作業	
	5 合成ゴムの製造の作業	
	6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	
	8 医薬品の製造の作業	
	9 農薬の製造の作業	
	10 香料の製造の作業	
	11 化粧品製造の作業	
	12 化学繊維の製造の作業	
	14 コールタール製品の製造の作業	
	15 1 から14までに掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	
	17 無機顔料の製造の作業	
	18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造	亜硫酸ガス冷却洗浄施設
	19 17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	
	20 コークスの製造	ガス冷却洗浄施設
	21 ゴム製品の製造の作業	
	31 ガラス又はガラス製品の製造の作業	
	35 飼料又は有機質肥料の製造の作業	
	36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業	
	37 皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業	
	39 パルプ、紙又は紙工品の製造の作業	
	40 畜産食料品又は水産食料品の製造の作業	
	41 農産保存食料品の製造の作業	
	42 調味料の製造の作業	
	43 糖類の製造の作業	
	44 パン又は菓子の製造の作業	
	45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業	
	46 動植物油脂の製造の作業	
	47 精穀又は製粉の作業	
	48 40から47までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業	
	50 ガスの製造	ガス冷却洗浄施設
	51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	
	55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業	コンテナ洗浄施設、 自動車両洗浄施設
	58 写真の現像又は図面等の複写の作業	自動式フィルム現像洗浄施設
	59 科学技術に関する研究、試験又は検査の作業	
	60 印刷、製版又は印刷物の加工の作業	製版用現像洗浄施設
	64 物の表面処理又はめっきの作業	脱脂洗浄施設
	69 1 から68までに掲げる作業のほか、物の製造、加工、修理又は消毒に係る作業で規則で定めるもの	
染色施設		
	36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造又は加工	
	37 皮革、人造皮革又はこれらの製品の製造	
せん断機		
	24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業	
	25 電気機械器具の製造の作業	
	26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	
	27 精密機械器具の製造の作業	
	28 24から27までに掲げる作業以外の機械器具、武器又は金属製品の製造の作業	
	51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	
	55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業	
船舶製造施設		
	26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造	
た		
脱塩施設		
	1 石油製品の製造	
脱水施設		
	32 陶磁器の製造	
	34 29から33以外の窯業製品又は土石製品の製造	
打綿機		
	36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造又は加工	
鍛造施設		
	24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造	
	25 電気機械器具の製造	
	26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造	
	27 精密機械器具の製造	
	28 24から27以外の機械器具、武器又は金属製品の製造	
	55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理	
タンブラー		
	24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造	
	25 電気機械器具の製造	
	26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造	
	27 精密機械器具の製造	
	28 24から27以外の機械器具、武器又は金属製品の製造	
	67 金属その他の物の研磨	

ち		
チッパー		
	38 木材の加工又は木製品の製造、加工	
	39 パルプ、紙又は紙工品の製造	
抽出施設		
	8 医薬品の製造	
	9 農薬の製造	
	10 香料の製造	
	15 1から14以外の有機化学工業製品の製造	
	19 17、18以外の無機化学工業製品の製造	
	42 調味料の製造	
	46 動植物油脂の製造	
	48 40から47以外の食料品の製造	
中和施設		
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	
調理施設		
	48 40から47以外の食料品の製造	
貯蔵施設		
	68 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷	
て		
ディーゼルエンジン		
	49 発電	
電解式研磨施設		
	67 金属その他の物の研磨	
電解施設		
	18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造	
	19 17、18以外の無機化学工業製品の製造	
	23 非鉄金属、合金の製造、又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	
転炉		
	22 銑鉄、鋼、合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	
と		
動力編み機		
	36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造又は加工	
動力印刷機		
	60 印刷、製版又は印刷物の加工	
動力織機		
	36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造又は加工	
動力かんな盤		
	38 木材の加工又は木製品の製造、加工	
	55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理	
動力撚糸機		
	36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造又は加工	
動力のこぎり盤		
	38 木材の加工又は木製品の製造、加工	
	39 パルプ、紙又は紙工品の製造	
	40 畜産食料品又は水産食料品の製造	
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	
	55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理	
動力プレス機		
	24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業	
	25 電気機械器具の製造の作業	
	26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	
	27 精密機械器具の製造の作業	
	28 24から27までに掲げる作業以外の機械器具、武器又は金属製品の製造の作業	
	51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	
	55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業	
塗装施設		
	62 動力を用いて行う物の塗装	
ドライクリーニング施設		
	56 皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄	
な		
なめし施設		
	37 皮革、人造皮革又はこれらの製品の製造	
に		
二酸化珪素蒸着成長施設		
	23 非鉄金属、合金の製造、又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	
	31 ガラス又はガラス製品の製造	
乳化施設		
	11 化粧品等の製造	
ね		
熱処理施設		
	24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造	
	25 電気機械器具の製造	
	26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造	
	27 精密機械器具の製造	
	28 24から27以外の機械器具、武器又は金属製品の製造	
	55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理	
	59 科学技術に関する研究、試験又は検査	
熱分解施設（乾留施設）		
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	

の		
濃縮施設		
	5 合成ゴムの製造	
	8 医薬品の製造	
	15 1から14以外の有機化学工業製品の製造	
	16 化学肥料の製造	
	19 17、18以外の無機化学工業製品の製造	
	35 飼料又は有機質肥料の製造	
	39 パルプ、紙又は紙工品の製造	蒸解廃液濃縮施設
	42 調味料の製造	
は		
廃ガス燃焼施設		
	54 廃ガスの燃焼又は分解	
廃棄物焼却炉		
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	
焙焼炉		
	16 化学肥料の製造	
	18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造	
	19 17、18以外の無機化学工業製品の製造	
	22 銑鉄、鋼、合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	
焙せん施設		
	46 動植物油脂の製造	
	48 40から47以外の食料品の製造	
バーカー		
	38 木材の加工又は木製品の製造、加工	
	39 パルプ、紙又は紙工品の製造	
発酵施設		
	8 医薬品の製造	
	15 1から14以外の有機化学工業製品の製造	
	35 飼料又は有機質肥料の製造	
	40 畜産食料品又は水産食料品の製造	
	45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造	
	48 40から47以外の食料品の製造	
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	メタン発酵施設、発酵施設
破砕施設		
	13 合成樹脂製品の製造の作業	
	16 化学肥料の製造の作業	
	19 17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	
	29 骨材又は石工品の製造又は加工の作業	
	30 セメント又はセメント製品の製造の作業	
	31 ガラス又はガラス製品の製造の作業	
	32 陶磁器の製造の作業	
	33 炭素又は黒鉛製品の製造の作業	
	34 29から33までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業	
	35 飼料又は有機質肥料の製造の作業	
	51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	
	66 鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業	
パネル打ち抜き施設		
	38 木材の加工又は木製品の製造、加工	
バフ研磨施設		
	67 金属その他の物の研磨	
はり合わせ施設		
	38 木材の加工又は木製品の製造、加工	
	39 パルプ、紙又は紙工品の製造	
反応施設		
	2 石油化学基礎製品の製造	
	3 潤滑油又はグリースの製造	
	4 合成樹脂の製造	
	5 合成ゴムの製造	
	6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造	
	7 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造	
	8 医薬品の製造	
	9 農薬の製造	
	10 香料の製造	
	12 化学繊維の製造	
	15 1から14以外の有機化学工業製品の製造	
	16 化学肥料の製造	
	17 無機顔料の製造	
	18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造	
	19 17、18以外の無機化学工業製品の製造	
	23 非鉄金属、合金の製造、又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	反応炉
ひ		
漂白施設		
	36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造又は加工	
	39 パルプ、紙又は紙工品の製造	
ふ		
吹き付け塗装施設		
	13 合成樹脂製品の製造	
プラスト		
	24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業	
	25 電気機械器具の製造の作業	
	26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	
	27 精密機械器具の製造の作業	
	28 24から27までに掲げる作業以外の機械器具、武器又は金属製品の製造の作業	
	67 金属その他の物の研磨の作業	

分解施設		
	14 コールタール製品の製造	
分別施設		
	17 無機顔料の製造	湿式分別施設
	19 17、18以外の無機化学工業製品の製造	
	29 骨材又は石工品の製造又は加工	
	32 陶磁器の製造	湿式分別施設
	33 炭素又は黒鉛製品の製造	
	34 29から33以外の窯業製品又は土石製品の製造	
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	
	51の2 汚染土壌の処理	分別等処理施設
	66 鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工	
分離施設		
	2 石油化学基礎製品の製造	
	4 合成樹脂の製造	
	5 合成ゴムの製造	
	6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造	
	8 医薬品の製造	
	9 農薬の製造	
	10 香料の製造	
	11 化粧品等の製造	
	12 化学繊維の製造	
	14 コールタール製品の製造	
	15 1から14以外の有機化学工業製品の製造	
	16 化学肥料の製造	
	17 無機顔料の製造	
	18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造	
	19 17、18以外の無機化学工業製品の製造	
	20 コークスの製造	
	40 畜産食料品又は水産食料品の製造	
	43 糖類の製造	
	46 動植物油脂の製造	
	48 40から47以外の食料品の製造	
	50 ガスの製造	
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	
へ		
平炉		
	22 銑鉄、鋼、合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	
ほ		
ボイラー		
	61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温、冷却	
保温炉		
	31 ガラス又はガラス製品の製造	
ま		
磨砕施設		
	19 17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	
	29 骨材又は石工品の製造又は加工の作業	
	30 セメント又はセメント製品の製造の作業	
	31 ガラス又はガラス製品の製造の作業	
	32 陶磁器の製造の作業	
	34 29から33までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業	
	48 40から47までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業	
	51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	
	66 鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業	
まゆ湯煮施設		
	36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造又は加工	
み		
水づけ軟化施設		
	37 皮革、人造皮革又はこれらの製品の製造	
水養生施設		
	30 セメント又はセメント製品の製造	
め		
めっき施設		
	64 物の表面処理又はめっき	
や		
焼き付け炉		
	62 動力を用いて行う物の塗装	
薬液浸透施設		
	36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造又は加工	
	38 木材の加工又は木製品の製造、加工	
ゆ		
湯煮施設(蒸煮施設)		
	35 飼料又は有機質肥料の製造	
	38 木材の加工又は木製品の製造、加工	
	40 畜産食料品又は水産食料品の製造	
	41 農産保存食料品の製造	
	42 調味料の製造	
	45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造	
	46 動植物油脂の製造	
	48 40から47以外の食料品の製造	

よ		
溶解炉		
	16 化学肥料の製造	
	17 無機顔料の製造	
	22 銑鉄、鋼、合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	金属溶解炉
	23 非鉄金属、合金の製造、又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	金属溶解炉
	24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造	金属溶解炉
	25 電気機械器具の製造	金属溶解炉
	26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造	金属溶解炉
	27 精密機械器具の製造	金属溶解炉
	28 24から27以外の機械器具、武器又は金属製品の製造	金属溶解炉
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	金属溶解炉
溶鉱炉		
	22 銑鉄、鋼、合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	
溶融施設		
	51 資源の再生又は廃棄物の処理	
溶融炉		
	31 ガラス又はガラス製品の製造	
ら		
ラミネーター機		
	65 有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着	
り		
流動接触分解施設に係る触媒再生塔		
	1 石油製品の製造	
れ		
冷却施設		
	33 炭素又は黒鉛製品の製造	
冷暖房施設		
	61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温、冷却	
ろ		
ろ過施設		
	23 非鉄金属、合金の製造、又はこれらの鑄造、塑性加工、熱処理	
	42 調味料の製造	
	45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造	
ロール式ペンディングマシン		
	24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造	
	25 電気機械器具の製造	
	26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造	
	27 精密機械器具の製造	
	28 24から27以外の機械器具、武器又は金属製品の製造	
	55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理	
わ		
ワイヤーフォーミングマシン		
	24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造	
	25 電気機械器具の製造	
	26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造	
	28 24から27以外の機械器具、武器又は金属製品の製造	

神奈川県生活環境の保全等に関する条例指定事業所の解説

令和2年10月 神奈川県 環境農政局 環境部 大気水質課